

タイ輸入における
青果物・畜産物の輸入検査実態調査

2023年3月

タイ輸出支援プラットフォーム

タイ輸入における青果物・畜産物の輸入検査実態調査

目次

はじめに.....	1
1. タイ政府による青果物・畜産物輸入検査の概要.....	1
1.1 関係する法令・規制当局の概要.....	1
1.2 青果物および畜産物の輸入検査に関する各法令の規制概要.....	2
1.3 青果物および畜産物輸入時の検査・罰則の概要.....	3
1.4 青果物と畜産物の輸入検査に関する主要タイ政府機関.....	4
1.5 本報告書の構成および使い方.....	6
2. 食品法に基づく輸入検査.....	8
2.1 食品法の概要.....	8
2.2 青果物.....	12
2.2.1 青果物の輸入において特に重要な告示.....	12
2.2.2 青果物の輸入検査の実態.....	13
2.2.3 輸入検査で違反が確認された際の処罰プロセス.....	16
2.3 畜産物.....	16
2.3.1 畜産物の輸入において特に重要な告示.....	16
2.3.2 畜産物の輸入検査の実態.....	18
2.3.3 輸入検査で違反が確認された際の処罰プロセス.....	19
2.4 食品法に従った罰則.....	19
2.5 その他関連事項.....	22
3. 植物検疫法に基づく輸入検査.....	23
3.1 植物検疫法の概要.....	25
3.2 輸入検査の実態.....	26
3.3 違反が確認された際の処罰プロセス.....	29
3.4 植物検疫法に従った罰則.....	29
4. 動物伝染病法に基づく輸入検査.....	31
4.1 動物伝染病法の概要.....	31
4.2 輸入検査の実態.....	33
4.3 違反が確認された際の処罰プロセス.....	34
4.4 動物伝染病法に従った罰則.....	34
まとめ.....	36
参考資料 タイ政府機関との意見交換により明らかとなった事項.....	37

表目次

表 1 青果物と畜産物の輸入に関する各法律による規制内容まとめ	3
表 2 青果物と畜産物の輸入検査まとめ	4
表 3 青果物と畜産物の輸入検査に係る主要タイ政府機関	5
表 4 青果物・畜産物それぞれに係る項目	7
表 5 青果物および畜産物に関連する主な食品法に基づく告示(古いものから)	8
表 6 青果物の輸入において検査対象となる告示まとめ	12
表 7 2022 年度高リスクグループ青果物の COA に記載が求められる残留農薬成分の例	15
表 8 日本からの高リスクグループ青果物輸入において分析が免除されている残留農薬成分	15
表 9 畜産物の輸入において検査対象となる告示まとめ	16
表 10 食品法に従った違反が確認された場合の罰則まとめ	20
表 11 植物検疫法に従った日本産青果物の分類	24
表 12 DOA 告示によって定められている日本産生鮮りんごの輸入条件の概要	25
表 13 植物検疫法に従った青果物検査に関連する主な法令一覧	25
表 14 植物検疫法に従った罰則まとめ	30
表 15 動物伝染病法検査関連の法令一覧	31
表 16 動物伝染病に従った罰則の例	35

図目次

図 1 青果物・畜産物と 3 つの法律の関係性まとめ	2
図 2 植物検疫所における青果物検疫プロセス①	28
図 3 植物検疫所における青果物検疫プロセス②	29

はじめに

日本産を含むタイへの農林水産物の輸入においては、タイの港湾・空港における輸入通関時に、残留農薬や汚染物質等の検査が実施されている。例えば、青果物については、タイ保健省食品医薬品委員会事務局より残留農薬検査に関するガイドラインが示されており、輸入通関において、サンプリングが行われ、簡易テストキットによる検査や検査分析機関による検査が実施される可能性がある。さらに、タイ農業協同組合省農業局により、植物検疫上の検査も行われる。畜産物については、サンプリングが行われ、汚染物質の検査が行われている。

しかしながら、残留農薬検査や汚染物質検査等、輸入時に港湾・空港で実施される各種検査の全体像、各政府機関の役割分担および実際の運用実態については、包括的かつ十分な把握ができていないと言いが難い。特に、日本側の輸出関係者には、タイの輸入時の各種検査の実態についてはほとんど知られていないものと考えられる。については、タイの港湾・空港での輸入時における残留農薬・汚染物質検査等の現場での運用実態をより明確にし、検査に関して輸出関係者が十分な準備を行うとともに、不測の事態において適切に対応することを可能とするため、関連法令の精査・分析および関係政府機関等への聞き取りを通じて調査を実施し、本レポートにとりまとめた。

1. タイ政府による青果物・畜産物輸入検査の概要

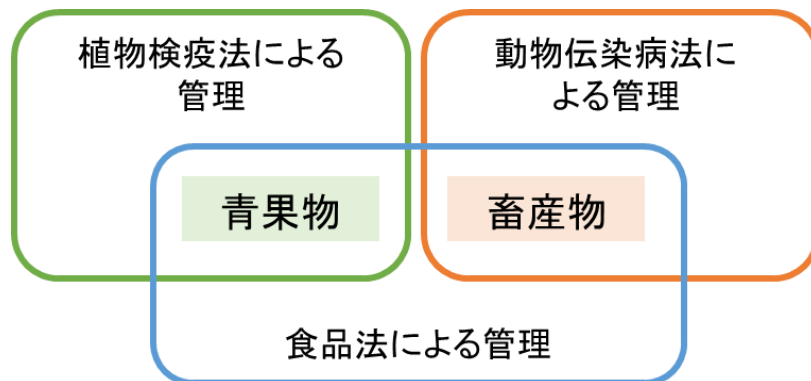
1.1 関係する法令・規制当局の概要

青果物・畜産物の輸入検査を管轄している省庁は保健省および農業協同組合省である。保健省は食品安全の観点から、農業協同組合省は植物防疫および動物防疫の観点から、それぞれ輸入検査を管轄している。

青果物・畜産物の輸入検査に関係する法律として、食品法(Food Act)、植物検疫法(Plant Quarantine Act)、動物伝染病法(Animal Epidemics Act)を挙げることができる。食品法は保健省食品医薬品委員会事務局(以下、FDA と称す)、植物検疫法は農業協同組合省農業局(以下、DOA と称す)、動物伝染病法は農業協同組合省畜産局(以下、DLD と称す)が、それぞれ管轄している。

青果物は食品衛生の観点から食品法の管理対象であると同時に、植物防疫の観点から植物検疫法の管理対象にもなっている。畜産物は食品衛生の観点から食品法の管理対象であると同時に、動物伝染病防止の観点から動物伝染病法の管理対象にもなっている。2つの品目と3つの法律の関係性は図1のようにまとめることができる。

図 1 青果物・畜産物と 3 つの法律の関係性まとめ¹



1.2 青果物および畜産物の輸入検査に関する各法令の規制概要

青果物および畜産物の輸入検査に関する各法律の規制内容は次の表 1 のようにまとめることができる。青果物の輸入検査は、主に食品法と植物検疫法により管理されている。食品法による管理では全食品を対象とした下位法令(告示等)が多数あり、青果物もこれらに従うことが求められる。また、青果物のみを対象とした下位法令(告示等)もあり、これらにも従うことが求められる。輸入時には FDA による検査が行われており、違反が確認された場合は、食品法に基づき罰則が科せられる。また、青果物は、植物検疫法に従った検査の対象にもなっており、一部の品目は日本からの輸入条件が設定されていないため輸入は出来ない。事業者は、輸入前には DOA への通知が求められ、輸入時の港湾・空港では DOA による植物検疫が行われる。

本調査では、畜産物の中でも牛肉と豚肉を中心に情報を取りまとめる。青果物と同様、畜産物の輸入検査は主に食品法と動物伝染病法によって管理されている。食品法による管理では全食品を対象とした下位法令(告示等)が多数あり、畜産物もこれらに従うことが求められる。また、畜産物を対象とした下位法令(告示等)もあり、これらにも従うことが求められる。輸入時には、DLD による検査(食品法に従った輸入検査は FDA から DLD に移管されている(後述))が行われており、違反が確認された場合は食品法に基づき罰則が科せられる。また動物伝染病法に従った検査の対象にもなっており、輸入条件が設定された品目のみが輸入可能である。事業者は、輸入前には DLD への通知が求められ、輸入時の港湾・空港では DLD による検査が行われる。

¹ 出所: 関連資料および関係者への聞き取り調査を元に作成

表 1 青果物と畜産物の輸入に関する各法律による規制内容まとめ²

項目	青果物	畜産物(牛肉、豚肉)
食品法による規制 (FDA)	<p><u>管理対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全食品を対象とした告示による品質規格規制に従うことが求められる。 ・青果物を対象とした梱包施設の規制等、青果物を主要な対象とした告示にも従うことが求められる。 ・輸入時には FDA による検査が実施される。 	<p><u>管理対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全食品を対象とした告示による品質規格規制に従うことが求められる。 ・動物用医薬品の残留基準、牛海綿状脳症 (BSE) リスクを伴う食品輸入条件等、畜産物を主要な対象とした告示にも従うことが求められる。 ・輸入時には DLD による検査が実施される (食品法に従った輸入検査は FDA から DLD に移管されている)。
植物検疫法による規制 (DOA)	<p><u>管理対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植物検疫法に基づき輸入可能な植物が定められており、制度に従った登録、輸入通知、条件に従った輸入が求められる。 ・輸入時には DOA による検査が実施される。 	<p><u>管理対象外</u></p>
動物伝染病法による規制 (DLD)	<p><u>管理対象外</u></p>	<p><u>管理対象</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物伝染病法に基づき輸入可能な畜産物が定められており、制度に従った登録、輸入通知、条件に従った輸入が求められる。 ・輸入時には DLD による検査が実施される。

1.3 青果物および畜産物輸入時の検査・罰則の概要

青果物および畜産物を輸入する際の検査内容、規制への違反が確認された際のプロセス、罰則の概要は、表 2 のとおりである。

青果物は、商品が輸入されると、港湾・空港における食品医薬品検査所 (FDA) および植物検疫所 (DOA) の 2 つの検査所によって検査を受ける。食品医薬品検査所では食品法に基づき食品衛生の観点から検査が行われ、植物検疫所では植物検疫法に基づき植物防疫の観点から検査が実施される。違反が確認された場合は、それぞれの検査所から事業者へ通知され、以降、それぞれの法令に従った罰則が科せられる。

畜産物は商品が輸入されると、港湾・空港における動物検疫所で検査を受ける (畜産物に関しては、食品法に従った輸入検査は FDA から DLD に移管されている (後述))。動物検疫所は、食品法および動物伝染病に従い検査を実施する。食品法に従った検査項目で違反が確認された場合は、動物検疫所は検査結果を FDA に報告し、処罰の方法・内容は FDA にて検討される。DLD は事業者へ検査結果を通知するが、罰

² 出所：関連資料および関係者への聞き取り調査を元に作成

金などの処罰は FDA によって実行される。動物伝染病に従った検査項目で違反が確認された場合は、DLD にて商品の処理方法が検討され、実施される。

表 2 青果物と畜産物の輸入検査まとめ³

項目	青果物	畜産物(牛肉、豚肉)
通関時の検査内容	<ul style="list-style-type: none"> 食品医薬品検査所(FDA)で食品法に従った規制の順守が確認される。 植物検疫所(DOA)で植物検疫法に従った規制の順守が確認される。 	<ul style="list-style-type: none"> 輸入時における食品法に従った規制順守の確認は、動物検疫所(DLD)に移管されている。 DLD で動物伝染病法および食品法に従った規制の順守が確認される。
規制への違反が確認された際のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 食品法に従った規制への違反については FDA から通知される。 植物検疫法に従った規制への違反については、DOA から通知される。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品法に従った規制への違反については DLD から事業者へ通知するが、処罰の内容は FDA によって検討される。 動物伝染病法に従った規制への違反については DLD から通知される。
処罰の内容	<ul style="list-style-type: none"> 食品法に従った処罰は FDA により検討および実施される。 植物検疫法に従い DOA により商品の処理方法が検討され実施される。 	<ul style="list-style-type: none"> 食品法に従った処罰は FDA により検討および実施される。 動物伝染病法に従い DLD により商品の処理方法が検討され実施される。

1.4 青果物と畜産物の輸入検査に関係する主要タイ政府機関

青果物と畜産物の輸入検査に関係する主要なタイ政府機関の詳細は表 3 のとおりである。今回の調査では、2023 年 2 月および 3 月に FDA(食品部、食品医薬品検査部)、DOA(植物・農業資材管理事務局)および DLD(国際協力部、畜産物品質検査事務局、検査官・検疫部、動物検疫所、スワンナプーム空港動物検疫所)に聞き取り調査を実施した。これら3つのタイ政府規制当局への聞き取りから明らかになった事項の詳細については、添付資料1～3に整理したので、本文と合わせて適宜参照されたい。なお、輸入検査の実態を把握するため、政府機関への聞き取り調査の実施に先立ち、青果物、または畜産物の輸入に関わる事業者 5 社(日系および現地系)にも聞き取り調査を実施した。

³ 出所：関連資料および関係者への聞き取り調査を元に作成

表 3 青果物と畜産物の輸入検査に関係する主要タイ政府機関⁴

機関名	概要
保健省食品医薬品委員会事務局 Food and Drug Administration (FDA), Ministry of Public Health	1979 年食品法に基づき輸入食品の品質の規定、輸入許可の審査を担う局レベルの管理機関。 Website: https://www.fda.moph.go.th/ Tel: 0-2590-7000
- 食品部 Food Division	食品が基準を満たし、安全かつ 1979 年食品法に準拠するよう管理する役割を担う。 Website: https://www.fda.moph.go.th/ Tel: 0-2590-7173
- 食品医薬品検査部 Import and Export Inspection Division	輸入食品やその他の製品（医薬品、化粧品、医療機器、習慣性薬物、有害物質）の品質、安全性、法令に準拠しているか検査する役割を担う。 Website: https://mnfda.fda.moph.go.th/ Tel: 0-2590-7363-4
-- 食品医薬品検査所 Food and Drug Checkpoint	1979 年食品法に基づき、輸入される食品がタイの法律に従ったものであるかの確認する役割を担う。全国に 48 カ所の検査所が存在する。 Website: https://mnfda.fda.moph.go.th/dis/fda-logistics/
農業協同組合省農業局 The office of Agricultural Regulation, Department of Agriculture (DOA), Ministry of Agriculture and Cooperatives	1964 年植物検疫法に基づき、植物、植物製品、農業資材の品質の規定および輸出入・経由の許可の審査を担う局レベルの管理機関。 Website: http://www.doa.go.th/th/ Tel: 0-2579-0151-7, 0-2579-8531
- 植物農業資材管理事務局 The office of Agricultural Regulation	1964 年植物検疫法に基づき植物の輸入、経由、輸出を管理する部レベルの管理機関。 Website: https://www.doa.go.th/ Tel: 0-2940-6573 ext. 125-129
-- 植物検疫所 Plant Quarantine Station	1964 年植物検疫法に基づき、植物、植物製品、農業資材の輸入検査を行い、病害虫がないこと、法令に準拠していることを確認する役割を担う。全国に 48 カ所の検疫所が存在する。 Website: https://www.doa.go.th/

⁴ 関連ウェブサイトおよび関係者への聞き取り調査により作成

農業協同組合省畜産局 Department of Livestock Development (DLD), Ministry of Agriculture and Cooperatives	2015年動物伝染病法に基づき、動物、畜産物の品質の規定、輸出入・経由許可の審査を担う局レベルの管理機関。 Website: https://dld.go.th/th/ Tel: 0-2653-4444
・畜産物品質検査事務局 Bureau of Quality Control of Livestock Products	畜産製品(畜肉、畜産物、乳、乳製品、飼料、動物用医薬品など)の残留物質、汚染物質の検査を担う部レベルの管理機関。 Website: http://qcontrol.dld.go.th/ Tel: 0-2967-9700 Ext. 1101
・検査官・検疫部 Division of Veterinary Inspection and Quarantine	2015年動物伝染病法に基づく監督、執行、違反者に対する法的措置を担う部レベルの管理機関。 Website: https://aqi.dld.go.th Tel: 0-2501-3473
-- 動物検疫所 Animal Quarantine Station	2015年動物伝染病法に基づき、動物、畜産物の輸入検査を行い、動物、畜産物の伝染病を予防、規制する役割を担う。全国に47カ所の検疫所が存在する。 Website: https://aqi.dld.go.th/webnew/index.php/th/aqi58point

1.5 本報告書の構成および使い方

本報告書は青果物および畜産物に関する港湾・空港における輸入検査の実態に関する情報を簡潔にとりまとめるため、関係する主要な法律(食品法、植物検疫法および動物伝染病法)で章を分け、各章で各法律に基づき青果物および畜産物に対して行われている規制・検査等の情報を取りまとめている。青果物または畜産物のみに関係する情報を確認する際には、表4に従い確認すべき項目を確認されたい。

従って、青果物については食品法の青果物関連項目と植物検疫法関連項目、畜産物については食品法の畜産物関連項目と動物伝染病法関連項目を確認すれば、それぞれにおいて調査時点で行われている輸入検査の内容の全体を把握することができる。

表 4 青果物・畜産物それぞれに関係する項目

法令	法令の内容	青果物	畜産物(牛肉、豚肉)
食品法 (FDA)	食品全体の規制内容、関連する告示	2.1 食品法の概要	
	青果物・畜産物、いずれかの輸入に強く関連する告示	2.2.1 青果物の輸入において特に重要な告示	2.3.1 畜産物の輸入において特に重要な告示
	輸入検査の内容	2.2.2 青果物の輸入検査の実態	2.3.2 畜産物の輸入検査の実態
	違反が確認された際の処罰	2.2.3 輸入検査で違反が確認された際の処罰プロセス	2.3.3 輸入検査で違反が確認された際の処罰プロセス
	食品法に従った罰則	2.4 食品法に従った罰則	
植物 検疫法 (DOA)	規制内容、関連告示等	3.1 植物検疫法の概要	-
	輸入検査の内容	3.2 輸入検査の実態	-
	違反が確認された際の処罰プロセス	3.3 違反が確認された際の処罰プロセス	-
動物伝 染病法 (DLD)	規制内容、関連告示等	-	4.1 動物伝染病法の概要
	輸入検査の内容	-	4.2 輸入検査の実態
	違反が確認された際の処罰プロセス	-	4.3 違反が確認された際の処罰プロセス
	動物伝染病法に従った罰則	-	4.4 動物伝染病法に従った罰則

2. 食品法に基づく輸入検査

2.1 食品法の概要

食品法は食品全般を管理している。食品法に基づき発行された保健省告示では、食品添加物の使用基準、化学物質による汚染規制、食品全般の製造施設の衛生基準、輸入・販売禁止品目、病原性物質の基準等が設定されており、青果物および畜産物もこれら告示に従う対象とされている。また、青果物と畜産物いずれかのみを対象としている告示もあり、これらは該当する品目のみが対象となる。

表 5 青果物および畜産物に関連する主な食品法に基づく告示(古いものから)⁵

法令名	概要
1979 年食品法	食品の安全に関する規定を定める基本法。 タイ語全文: https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/1421219.pdf
2003 年保健省告示 268 号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」(第 2 版)	全ての食品において 1.クロラムフェニコール (Chloramphenicol) 2.ニトロフラズン (Nitrofurazone) 3.ニトロフラントイン (Nitrofurantoin) 4.フラゾリドン (Furazolidone) 5.フラルタドン (Furaltadone)、その塩 (salts)、代謝物 (metabolites) の汚染が検出されてはならないと規定。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P268.pdf
2003 年保健省告示 269 号「β-agonist 類の化学物質に汚染されている食品の基準について」	全ての食品において β アゴニスト (Beta-Agonist) およびその塩、代謝物 (metabolites) の汚染が検出されてはならないと規定。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P269.pdf
食品医薬品委員会事務局告示「食品中の特定の化学物質汚染の分析基準、条件および方法」(2006 年 8 月 18 日付け)	保健省告示 268 号、269 号に基づいた食品中の特定の化学物質汚染分析は、告示に規定する値以下を検出することが可能な分析方法およびラボにて行われ、食品からの検出は規定値未満であることと規定。
2004 年保健省告示 281 号「食品添加物」	食品添加物の品質規格を規定。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P281.pdf

⁵ 関連ウェブサイトおよび関係者への聞き取り調査を元に作成。各法律の概要にはタイ語原文のリンクおよび JETRO が作成している日本語仮訳へのリンク(あるもののみ)を掲載。

<p>2006 年保健省告示 299 号「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」(第 2 版)</p>	<p>告示 268 号を改正。全ての食品において 1. クロラムフェニコール (Chloramphenicol) 2. ニトロフラゼン (Nitrofurazone) 3. ニトロフラントイン (Nitrofurantoin) 4. フラズリドン (Furazolidone) 5. フラルタドン (Furaltadone) 6. マラカイトグリーン (Malachite Green)、その塩 (salts)、代謝物 (metabolites) の汚染が検出されてはならないと規定。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P299.pdf</p>
<p>2007 年保健省告示 303 号「動物用医薬品が残留する食品について」</p>	<p>動物用医薬品 44 種類と食肉、食肉製品中の動物用医薬品の最大残留基準値 (Maximum Residue Limit, MRL) を規定。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P303.pdf</p>
<p>2014 年保健省告示 367 号「包装食品のラベル表示について」</p>	<p>包装食品に求められるラベル表示を規定。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P367.PDF</p>
<p>2016 年保健省告示 377 号「牛海綿状脳症 (BSE) リスクのある食品輸入規定・条件」</p>	<p>牛海綿状脳症 (Bovine Spongiform Encephalopathy, BSE) リスクのある食品に該当する牛由来の食品輸入条件を規定。事業者は輸入に必要な書類を用意することが必要。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P377.PDF 日本語仮訳: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/42.pdf</p>
<p>2017 年保健省告示 383 号「包装食品のラベル表示について」(第 2 版)</p>	<p>2014 年保健省告示 367 号「包装食品のラベル表示について」を改正。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P383.PDF</p>
<p>2017 年保健省告示 386 号「特定生鮮野菜または果物の製造方法、製造および保管における設備および用具、ならびに表示の規程」</p>	<p>特定の生鮮青果物の製造施設 (選果・こん包施設) の適正製造基準、製造基準適合証明書 (GMP) が必要な生鮮青果物の種類、ラベル表示項目を規定。 タイ語全文: https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P386.PDF 日本語仮訳: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/2.pdf</p>

<p>2017年保健省告示 387号「残留有害物質を含有する食品」</p>	<p>有害物質の最大残留基準(Maximum Residue Limits : MRLs)、検出が禁止される 1992 年有害物質法に基づくカテゴリー4 の有害物質名、植物の一律基準 (default limits)、外因性最大残留基準 (Extraneous Maximum Residue Limit, EMRL)を規定。</p> <p>タイ語全文： https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P387.PDF</p> <p>日本語仮訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/4.pdf</p>
<p>2018年保健省告示 391号「製造・輸入・販売禁止食品」</p>	<p>14 種類の製造、輸入、販売を禁止する食品を規定。</p> <p>タイ語全文： https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P391.PDF</p>
<p>2018年保健省告示 393号「残留有害物質を含有する食品」(第2版)</p>	<p>保健省告示 387号「残留有害物質を含有する食品」リスト2 に食品の種類、農薬、最大残留基準を追加。</p> <p>タイ語全文： https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P393.PDF</p>
<p>2020年保健省告示 414号「汚染物質を含有する食品規格」</p>	<p>食品中の汚染物質(重金属、カビ毒など)の最大基準値(Maximum Level : ML)を規定。</p> <p>タイ語全文： https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P414.PDF</p> <p>日本語仮訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/14.pdf</p>
<p>2020年保健省告示 416号「食品中の病原性微生物の品質規格、原則条件、分析方法」</p>	<p>食品中の病原性微生物基準値を規定。</p> <p>タイ語全文： https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P416.PDF</p> <p>日本語仮訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/16.pdf</p>
<p>2020年保健省告示 418号食品添加物の基準、条件、使用方法および割合」(第2版)</p>	<p>食品に使用する食品添加物の条件、使用方法、割合を規定。</p> <p>タイ語全文：https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P418.pdf</p> <p>日本語仮訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/20.pdf</p>
<p>2020年保健省告示 419号「残留有害物質を含有する食品」(第3版)</p>	<p>検出が禁止されるカテゴリー4 の有害物質名の追加、リスト5 の農薬使用による食品中の残留有害物質の学術的な分析検査方法の差し替え。</p> <p>タイ語全文：https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P419.pdf</p> <p>日本語仮訳： https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/22.pdf</p>

<p>2020 年保健省告示 420 号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具および保管」</p>	<p>食品製造施設の適正製造基準(Good Manufacturing Practice; GMP)を規定。すべての食品製造施設を対象とする基本要項と特定の食品製造工程を有する 3 種類の食品の製造施設を対象とする個別要項が設定されている。 タイ語全文:https://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_moph/P420.pdf 日本語仮訳: https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/24.pdf</p>
<p>食品医薬品委員会事務局告示「農業協同組合省内機関への食品輸入検査業務移管」</p>	<p>食品医薬品委員会事務局が一部の農産物および食品(告示の付表で指定される HSコードの品目)の 1979 年食品法に基づく品質安全に関する輸入検査を畜産局、水産局、農業局に移管。 タイ語全文:https://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Other/HScodeTransfer.pdf</p>

2.2 青果物

2.2.1 青果物の輸入において特に重要な告示

青果物の輸入において重点的に検査が行われている項目として、残留有害物質規制、ラベル表示、食品製造施設の適正製造基準(GMP)を挙げることができる。各告示の概要を次の項目で解説する。

表 6 青果物の輸入において検査対象となる告示まとめ

	告示
輸入検査にて重点的に順守が確認されている告示	「残留有害物質規制」(387, 393, 419)、「包装食品のラベル表示」(367, 383)、「特定生鮮野菜または果物の製造方法、製造および保管における設備および用具、ならびに表示の規程」(386)、「食品の製造方法および製造におけるツール・用具および保管」(420)
必要に応じて検査がされる可能性がある告示	「病原性微生物規制」(416)、「食品添加物規制」(281, 418)

備考：括弧内の番号は保健省告示番号を意味する

2.2.1.1 残留危険物質規制

FDA は 2017 年保健省告示 387 号「残留有害物質を含有する食品」、2018 年保健省告示 393 号「残留有害物質を含有する食品」(第 2 版)、2020 年保健省告示 419 号「残留有害物質を含有する食品」(第 3 版)により、有害物質の最大残留基準等を定めており、海外から輸入される青果物はこれら告示によって定められた基準に従うことが求められる。

2.2.1.2 特定生鮮野菜または果物の製造方法、製造および保管における設備および用具、ならびに表示の規程

青果物のうち、りんご、いちご、ぶどう等は、保健省告示 386 号「特定生鮮野菜または果物の製造方法、製造および保管における設備および用具、ならびに表示の規程」の対象となっており、同告示に従い製造施設(選果・こん包施設)についての製造基準適合証明書(GMP)の提出やラベル表示項目に従うことが求められる。

2.2.1.3 食品の製造方法、製造におけるツール・用具および保管

青果物のうち、さつまいも、柿、桃等、保健省告示 386 号の対象となっている一部の品目以外の品目は、保健省告示 420 号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具および保管」に従った製造基準適合証明書(GMP)を提出することが求められる。

2.2.1.4 包装食品のラベル表示

青果物のうち、告示 386 号の対象品目以外は、告示 367 号「包装食品のラベル表示について」および告示 383 号「包装食品のラベル表示について」(第 2 版)に従った表示が求められる。

2.2.1.5 必要に応じて輸入時に検査される可能性がある項目

FDA によると、前述以外の告示によって定められている項目についても、次の例のように、リスクが高いと考えられる場合には検査を行う可能性があるとのことである。

例： 海外において病原性微生物による汚染が拡大した場合における病原性微生物に関する検査
果皮に食品添加物とみなされるワックスをかける一部の青果物における食品添加物に関する検査

2.2.2 青果物の輸入検査の実態

販売目的でタイに輸入される全ての生鮮青果物は FDA の食品医薬品検査所により残留農薬検査が行われる。この検査は、食品医薬品検査所での残留農薬の含有の可能性のある輸入生鮮青果物監視措置に基づき、リスクの高い順に、「A.非常に高リスクグループ(Very high risk)」、「B. 高リスクグループ(High risk)」および「C. 低リスクグループ(Low risk)」の 3 つに分類され、リスクレベルに応じた管理が行われている。なお、残留農薬検査の実施に関しては、前述の関連告示に加え、詳細を説明したガイドラインでも確認することができる。

輸入通関時の青果物の残留農薬検査のガイドライン(2022 年度版)

タイ語原文:

<https://www.fda.moph.go.th/sites/logistics/Shared%20Documents/Food/ImportVegFruit2565.pdf>

日本語仮訳:

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/foods/law/health/36.pdf

A.非常に高リスクグループ(Very high risk)

FDA のウェブサイト公表されている「品質規格不適合により、厳格な検査が行われる輸入青果物情報リスト(Very high risk list)」に掲載されている青果物を指す。非常に高リスクグループ(Very high risk)の検査は必ず行われる。

参考： 品質規格不適合により厳格な検査が行われる輸入青果物情報リスト(Very high risk list)

2023 年 3 月 10 日時点

https://mnfda.fda.moph.go.th/dis/wp-content/uploads/2023/03/Retention_VHR_2023.03.10.pdf

このリストには過去に保健省告示 387 号、393 号、419 号の「残留有害物質を含有する食品」の基準不適合が確認された事業者名、青果物の種類、検出された残留成分等の情報が掲載されている。

担当官が採取したサンプル(青果物の種類につき約 1~2kg)が輸入者に渡され、輸入者が分析機関にサンプルを送ることにより、残留農薬検査が行われる。この費用は民間の分析機関で行う場合は輸入者が負担し、商品は検査結果が出るまで港湾・空港にて留め置かれる。ただし、検査結果を待つことができないと考えられる場合、商品留め置きに同意する旨を含む宣誓書を作成すれば、通関手続きを進めるが、その後、担当官が留め置きを撤回してから流通が可能となる。検査の結果、3 回連続で基準をクリアした場合は非常に高リスクグループのリストから除外され、以降は、通常のステータス(品目により、後述の高リスクグループまたは低リスクグループのいずれかのステータス)での輸入となる。

なお、輸入者が日本政府機関や ISO/IEC 17025 認証を取得している機関などにより発行された分析証明書(COA)を提示すれば、港湾・空港における残留農薬検査は免除される。ただし、COA には「非常に高リスクリスト(Very high risk list)」に掲載されている物質(過去に基準不適合として検出された物質)の分析結果が記載されていることが求められる。

B. 高リスクグループ(High risk)

2020 年度(2019 年 10 月 1 日~2020 年 9 月 30 日)に食品医薬品検査所でサンプリングされた生鮮青果物で、サンプル数の 20%超に農薬が検出された上位 5 位の生鮮青果物を指す。高リスクグループ(High risk)の検査は必ず行われる。

野菜: セロリ、カイラン、エンドウ豆、ほうれん草、コリアンダー

果物: ライチ、チェリー、ザクロ

担当官が青果物の種類ごとに約 1~2kg のサンプルを抽出し、分析機関にサンプルを送ることにより、残留農薬検査が行われる。なお、高リスクグループの品目の検査に関しては、検査結果が判明するまで荷口を留め置く必要はないため、輸入者は検査結果を待つことなく、通関手続きを進めることが可能である。ただし、検査の結果、基準不適合が確認された場合には、商品を回収する指示がなされる。さらに、当該荷口の輸出業者は、「品質規格不適合により厳格な検査が行われる輸入青果物情報リスト」に加えられ、次回輸入時には「非常に高リスクグループ」として検査を受けることになる。

なお、輸入者が日本政府機関や ISO/IEC 17025 認証を取得している機関などにより発行された分析証明書(COA)を提示すれば、この検査は免除される。ただし、COA には、次の「高リスク青果物の COA に記載する農薬からの残留物質リスト」に指定される物質の分析結果が記載されていることが求められる。

参考: 2022 年度高リスク(High risk) 青果物の COA に記載する農薬からの残留物質リスト

https://mnfda.fda.moph.go.th/dis/wp-content/uploads/2022/03/COA_HighRisk_2565v5.pdf

表 7 2022 年度高リスクグループ青果物の COA に記載が求められる残留農薬成分の例⁶

青果物の種類	成分名
カイラン(Broccoli, Chinese)	9 成分、Bifenthrin, Carbendazim, Chlorfenapyr, Chlorpyrifos, Cypermethrin, Methiocarb, Methomyl, Permethrin, Pyrimethanil
チェリー(cherry)	7 成分、Acephate, Fenpropathrin, Lambda-cyhalothrin, Methiocarb, Phosalone, Phosmet, Triazophos

なお、在タイ日本国大使館と FDA の協議により、日本からの輸入においては、表 8 のとおり、一部の成分は分析が免除されることが確認されている。

表 8 日本からの高リスクグループ青果物輸入において分析が免除されている残留農薬成分

青果物の種類	免除される成分名
セロリ(Celery)	Carbofuran, Chlorpyrifos, Cypermethrin, Deltamethrin, Isoprocarb, Lambda-cyhalothrin, Malathion, Malathrin, Methiocarb, Picoxystrobin, Profenofos, Pyrimethanil, Triadimefon, Triazophos
カイラン(Chinese kale or Chinese broccoli)	Bifenthrin, Methiocarb, Methomyl, Permethrin, Pyrimethanil
エンドウ豆(snap peas)	Bifenthrin, Chlorothalonil, Chlorpyrifos, Cypermethrin, Fosthiazate, Isoprocarb, Methamidophos, Omethoate, Pyrimethanil
ほうれん草(Spinach)	Bifenthrin, Carbofuran, Chlorpyrifos, Dichlorvos, Lambda-cyhalothrin, Pyrimethanil
コリアンダー(Coriander)	Bifenthrin, Carbaryl, Chlorpyrifos, Cypermethrin, Fenvalerate, Fosthiazate, Lambda-cyhalothrin, Metolachlor, Phorate, Profenofos, Pyrimethanil, Triadimefon
チェリー(Cherry)	Acephate, Lambda-cyhalothrin, Methiocarb, Phosalone, Phosmet, Triazophos
ザクロ(Pomegranate)	Chlorpyrifos, Cypermethrin, Methiocarb, Propargite
ライチ(Lychee)	Buprofezin, Metalaxyl, Omethoate, Thiabendazole

C. 低リスクグループ(Low risk)

前述の 2 グループに該当しない生鮮青果物を指す。担当官が青果物の種類ごとに 1~2kg のサンプルを採取し、まず簡易テストキット(GT-Pesticide test kit および GPO-TM/2 kit)によるサンプル検査を実施する。サンプリング検査を受ける頻度は輸入する港湾・空港、輸入量によって異なり、かつランダムに実施される。今回聞き取り調査を行った事業者からはサンプリング検査を受けている頻度については、「年に 3~5 回受けている」、「年に 1 回もない」と解答にばらつきが見られた。

⁶ 出所:「2022 年度高リスク(High risk) 青果物の COA に記載する農薬からの残留物質リスト」を基に作成

検査の結果、基準値を超える農薬の残留が疑われる場合は、2 回目の検査として政府または民間の分析機関により検査が行われる。なお、低リスクグループの品目の検査に関しては、検査結果が判明するまで荷口を留め置く必要はないため、輸入者は検査結果を待つことなく、通関手続きを進めることが可能であるが、検査の結果、基準不適合が確認された場合には、商品を回収する指示がなされる。さらに、当該荷口の輸出業者は、「品質規格不適合により厳格な検査が行われる輸入青果物情報リスト」に加えられ、次回輸入時には「非常に高リスクグループ」として検査を受けることになる。

2.2.3 輸入検査で違反が確認された際の処罰プロセス⁷

食品法に従った青果物の残留農薬検査で基準を上回る残留農薬が検出された場合は、次のようなプロセスで処罰が行われる。

1. FDA より輸入業者に対し、基準を上回る残留農薬が検出された旨を書面にて通知し、商品の留め置きを命じる。もしすでに流通・販売が開始されている場合は商品をリコールするよう指示する。
2. 輸入業者から FDA に対し、希望する対応方法（積戻し、廃棄処分等）を通知する。連絡先は FDA から送付されてくる書面に記載されている。
3. FDA は対応方法を検討し、廃棄処分の場合には、FDA 検査官立ち合いの元、確実な商品の処分を実施。罰金が科せられた場合は、輸入者はそれを支払う。

2.3 畜産物

2.3.1 畜産物の輸入において特に重要な告示

FDA は、告示「農業協同組合省内機関への食品輸入検査業務移管」により、2016 年から畜産物（告示の付表で指定される HS コードの品目）に対する 1979 年食品法に基づく品質安全に関する輸入検査業務を DLD に移管している。FDA によると、輸入において重点的に検査されている項目は、食品から検出されてはならない化学物質、食品製造施設の適正製造基準（GMP）、BSE リスクがある食品の輸入条件および包装食品のラベル表示の 4 つである。また、動物用医薬品、製造・輸入・販売禁止食品、汚染物質等についても、必要に応じて検査する可能性があるとのことである。

表 9 畜産物の輸入において検査対象となる告示まとめ

	告示
重点的に検査されている告示	「食品から検出されてはならない化学物質」(268, 269, 299)、 「食品の製造方法、製造におけるツール・用具および保管」 (420)、「BSE リスクがある食品の輸入条件」(377)、「包装食品のラベル表示」(367, 383)
必要に応じて検査がされる可能性がある告示	「動物用医薬品規制」(303)、「製造・輸入・販売禁止食品」 (391)、「汚染物質規制」(414)、「病原性微生物規制」(416)

⁷ 出所：関係政府機関および事業者への聞き取り調査を元に作成。

備考：括弧内の番号は保健省告示番号を意味する

2.3.1.1 食品から検出されてはならない化学物質

保健省告示 268 号、269 号、299 号により、以下 7 つの化学物質は全ての食品において検出不可とされている。なお、これら告示に従った化学物質の分析を行うラボは、食品医薬品委員会事務局告示「食品における特定の化学物質の分析基準・条件・方法⁸」によって、一定以上の分析能力を持つラボであることが規定されている。

例えばクロラムフェニコールとその塩およびその代謝物の分析においては 0.3 マイクログラム/キログラムまで検出できるラボで検査が行われ、検出されないことが求められる。

1. クロラムフェニコールおよびその塩 (Chloramphenicol and its salts)
 2. ニトロフラゾンおよびその塩 (Nitrofurazone and its salts)
 3. ニトロフラントインおよびその塩 (Nitrofurantoin and its salts)
 4. フラゾリドンおよびその塩 (Furazolidone and its salts)
 5. フラタリドンおよびその塩 (Furaltadone and its salts)
 6. マラカイトグリーンおよびその塩 (Malachite Green and its salts)
 7. β アゴニストおよびその塩 (Beta-Agonist and its salts)
- 1～7 の物質の代謝物を含む。

2.3.1.2 BSE リスクがある食品の輸入条件

牛肉を輸入する場合には、保健省告示 377 号「牛海綿状脳症 (BSE) リスクのある食品輸入規定・条件」で設定されている輸入条件に従うことが求められる。

2.3.1.3 食品の製造方法、製造におけるツール・用具および保管

畜産物を輸入する場合には、保健省告示 420 号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具および保管」に従った食品製造施設の製造基準適合証明書 (GMP) を提出することが求められる。

2.3.1.4 包装食品のラベル表示

畜産物は告示 367 号「包装食品のラベル表示について」および告示 383 号「包装食品のラベル表示について」(第 2 版)に従ったラベル表示が求められる。

2.3.1.5 必要に応じて検査がされる可能性がある告示

FDA によると、他の告示によって定められている項目についてもリスクが高いと考えられる場合には、検査を行う可能性があるとのことである。検査が行われる可能性がある項目の例として、告示 303 号によって規制

⁸ 出所: 食品医薬品委員会事務局告示 食品における特定の化学物質の分析基準・条件・方法
http://food.fda.moph.go.th/law/data/announ_fda/035ntffda_Criteria_For_Chem_Analysis.pdf

されている動物用医薬品の残留、告示 391 号によって規制されている製造・輸入・販売禁止食品（畜産物の保存剤として使用されることがある Borax 等）、告示 414 号によって規制されている重金属、告示 416 号によって規制されている病原性微生物が挙げられている。

2.3.2 畜産物の輸入検査の実態

FDA は 2016 年から畜産物の輸入検査を DLD に移管している。このため、DLD の動物検疫所は畜産物の輸入検査において 2 つの法律（食品法と動物伝染病法）に従った検査を実施している。

輸入検査を管理する DLD 検査官・検疫部は、年度毎にサンプリング検査の目標数を設定している。検疫所ごとに目標数は異なり、DLD 検査官・検疫部によると 2023 年度のサンプリング検査数は、スワンナプーム空港動物検疫所は 50 検体、バンコク港は 100 検体、レムチャバン港は 100 検体、ラークラバン港は 50 検体となっており、輸入される畜産物の過去の実績量、畜産局の予算等、様々な要因によって設定されるとのことである。

サンプリング検査を受ける頻度については、輸入する港湾・空港、輸入量によって異なり、かつランダムに実施されることから、今回聞き取り調査を行った事業者からはサンプリング検査を受ける頻度については、「輸入の都度検査を受けている」、「年に 3～5 回受けている」、「年に 1 回もない」と解答にばらつきが見られた。

2023 年 2 月時点では、食品法に従った畜産物（牛肉、豚肉、羊肉等）の検査項目は、クロラムフェニコール(Chloramphenicol)およびニトロフラン代謝物(Nitrofurans metabolites)の 2 つの化学物質となっている。この 2 つの化学物質は、保健省告示において「全ての食品において検出されてはならないもの」とされている。DLD によると、これら検査項目は、その時期にリスクが高く、関心度が高い項目が選ばれており、過去には別の項目が検査されていたこともあったとのことであった。輸入検査のプロセスは以下のとおり。

1. 動物検疫所に駐在している検査担当官は、輸出元国、製造施設(EST No.)を元にサンプル採取を行うシッピングをランダムに選ぶ。
2. 畜産物が港湾・空港に到着すると、検査担当官はサンプリング指示記録を作成し、クロラムフェニコールおよびニトロフラン代謝物の 2 つの化学物質の検査用に 500 グラム以上の検査検体をサンプリングする。後述のとおり、動物検疫所は、動物伝染病法に従ったサンプリング検査も同時に行っており、2 つの化学成分検査用検体と合わせて合計 1 キロ以上のサンプルが求められる。⁹なお、この検査には脂身ではなく赤身の部位が求められ、サンプルに脂肪分が多い場合は、サンプル採取量を増やすよう求められる可能性がある。
3. 検査担当官は、サンプル採取した検体を輸送用プラスチックバッグに入れ、サンプル番号、サンプルの種類、輸入日、サンプリング実施日、分析項目をラベルに記載する。
4. 検査担当官は、検体を輸送用ケースに入れ、ケースを施錠し、DLD 畜産物品質検査事務局のラボに配送する。

⁹ ここで言及されているサンプル採取量はスワンナプーム空港動物検疫所で実施されているものであり、他の動物検疫所では異なる可能性がある。

5. 分析終了後、DLD 畜産物品質検査事務局から動物検疫所に分析結果が通知される。検査の結果、異常が確認されなければ商品の留め置きが解除される。化学物質の残留が検出された場合は、動物検疫所は輸入業者に該当する商品の押収を命じると共に、DLD 内の関係部署および FDA に通知する。以降、DLD から輸出元国に通知され、FDA では食品法に従った罰則の検討が進められる。

2.3.3 輸入検査で違反が確認された際の処罰プロセス

サンプリング検査を行った畜産物からクロラムフェニコールまたはニトロフラン代謝物(2023年2月時点での検査項目)が検出された場合は、食品法に従った輸入検査であるため、FDA が食品法に従った処分(積戻し、廃棄処分等)を検討し、DLD が押収した商品を管理する。違反への対応および処罰は次のプロセスにより進められる。

1. 動物検疫所が、DLD 品質検査事務局による分析の結果、クロラムフェニコールまたはニトロフラン代謝物が検出されたとの通知を受けると、動物検疫所は該当する畜産物の押収を命令する。
2. DLD は、確認された違反の内容を FDA に通知する。また DLD 内の関係部署(検査官・検疫部等)にも通知する。
3. 輸入業者は、FDA から、違反に対して科せられた罰金の支払いを求められる。なお、もし既に商品の販売が開始されていた場合には、FDA は、輸入事業者に対してリコールを行うよう指示する。
4. 輸入業者は、禁止化学物質が検出された商品に対して希望する処理方法(積戻し、廃棄処分等)を選択し、FDA に提案することが求められる。
5. 事業者から提案された商品の処分方法は、FDA に設けられている食品委員会¹⁰によって検討される(食品法第 44 条により押収された商品は、FDA が裁判所に訴訟しない場合、食品委員会が破棄等の処分を検討する権限を持つと定められている¹¹)。食品委員会で輸入業者から提案された処分方法が学術的に適切なものであるかどうか検討され、その結果が動物検疫所に通知される。
6. DLD は、輸入業者に対し、押収された商品の処分方法を通知し、廃棄処分される場合は DLD 担当官(DLD に業務移管されているため)の立ち合いの元、廃棄処分が実施される。

2.4 食品法に従った罰則¹²

青果物および畜産物の輸入検査において食品法に従った法令への違反が確認された場合は、食品法に従った罰則が科せられる。青果物の輸入において基準値を超える残留農薬が検出された場合は、「残留有害物質を含有する食品」(保健省告示 387 号、393 号、419 号)および食品法に従い罰則が科せられる。処罰を受けるのは輸入業者(法人およびその代表)である。

¹⁰ 備考:食品法に基づく告示の公布等について、保健大臣等に意見具申する委員会。保健省次官を委員長とし、食品医薬品委員会事務局長、関係局長、関係省・事務局長の代表者のほか、学識経験者から成る。

¹¹ 出所: 食品法 <https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/1421219.pdf> 第 44 条

¹² 出所: 関連する告示、食品法、関係者への聞き取り調査を元に作成

牛肉の輸入において告示 299 号で定められているクロラムフェニコール、ニトロフラン代謝物等、食品から検出されてはならない化学物質が検出された場合は、食品法第 25 条(3)に従い、5 万バツ以下の罰金が科される。

FDA および DLD によると、直近の畜産物輸入検査における違反事例(牛肉におけるクロラムフェニコールの検出)においては次のプロセスを経て処罰および措置が実施された。

なお、前述のとおり食品法に従った畜産物の検査は DLD に移管されているため、牛肉輸入時の輸入検査は DLD にて実施された。サンプル検査および分析の結果、検体からクロラムフェニコールが検出されたため、DLD は FDA に検査結果を報告し、FDA にて食品法に従った対応方法が検討された。

まず、クロラムフェニコールが検出されたロットの牛肉については、FDA から事業者に対し、積戻または破棄、いずれの方法を希望するか確認され、事業者がタイでの破棄を希望したため破棄処分が命じられた。なお、破棄処分が決定し、FDA から事業者に対して破棄処分の指示が下されるまでには、前述のとおり、輸入業者から禁止化学物質が検出された商品に対して希望する処理方法を FDA に対して提案し、FDA に設置されている食品委員会にて破棄処分が適切であるかどうか検討されるプロセスを経る必要がある点について留意が必要である。

加えて、FDA は、輸入業者に対し、食品法に従い 5 万バツの罰金を科し、違反が確認された牛肉を生産しタイへ出荷した施設への対応は DLD の判断に委ねるとした。DLD では次回以降、今回違反が確認された施設から牛肉が輸入される際には、3 回の厳格な検査(輸入の都度、クロラムフェニコールを検査するというもの)を実施し、3 回連続して輸入検査から違反が確認されなければ、従来のステータス(ランダムなサンプル検査)に回復するという措置を実施した。なお、以上の DLD の措置は、今回の事態を受け、以後、同施設から安全な食品が輸入されることを確認するため DLD 内部で検討の上、設定されたものであり、いずれかの法律およびその下位法令に従って明記・設定されているものではない。

なお、罰金が科せられたにも関わらず支払いに応じない場合は、FDA は裁判所に訴え、裁判所に訴えが認められた場合には、事業者は FDA から食品輸入ライセンスの剥奪など、より厳しい処罰を科せられる可能性がある。

表 10 食品法に従った違反が確認された場合の罰則まとめ

保健省告示	法令違反	罰則
2004 年 281 号「食品添加物」、2020 年 418 号「食品添加物の基準、条件、使用方法および割合」(第 2 版)	第 6 条(4)および(5)の違反。食品添加物の使用が規定に準拠していない。	1979 年食品法第 47 条により 2 万バツ以下の罰金
	第 25 条(1)の違反。食品添加物の使用が規定に準拠しておらず、消費者の健康に害を及ぼす可能性がある量を使用。	1979 年食品法第 26 条(1)の不純食品として、第 58 条により 2 年以下の禁固もしくは 2 万バツ以下の罰金またはその併科

2003年268号、 2006年299号(第2版)「特定の化学物質に汚染されている食品の基準について」	第25条(3)の違反。検出されてはならない汚染物質を検出。	1979年食品法第28条の規格不適合食品として、第60条により5万バーツ以下の罰金
2003年269号「β-agonist類の化学物質に汚染されている食品の基準について」	第25条(3)の違反。検出されてはならない化学物質を検出。	1979年食品法第28条の規格不適合食品として、第60条により5万バーツ以下の罰金
2007年保健省告示303号「動物用医薬品が残留する食品について」	第25条(3)の違反。基準値を超える残留動物用医薬品を検出	1979年食品法第28条の規格不適合食品として、第60条により5万バーツ以下の罰金
2014年保健省告示367号、 2017年383号(第2版)「包装食品のラベル表示について」	第6条(10)の違反。ラベル表示が規定に準拠していない。	1979年食品法第51条により3万バーツ以下の罰金
2016年377号「牛海綿状脳症(BSE)リスクのある食品輸入規定・条件」	第6条(7)の違反。BSEリスクのある食品輸入規定に準拠していない。	1979年食品法第49条により1万バーツ以下の罰金
	第6条(8)の違反。輸入禁止食品を輸入。	1979年食品法第50条により6か月から2年の禁固および5,000バーツから2万バーツの罰金
	第6条(9)の違反。BSEリスクのある食品輸入規定に準拠していない。	1979年食品法第47条により2万バーツ以下の罰金
2017年386号「特定生鮮野菜または果物の製造方法、製造および保管における設備および用具、ならびに表示の規程」	製造施設からの規定に基づいた製造基準適合書を用意せず生鮮青果物を輸入	1979年食品法第49条により1万バーツ以下の罰金
	輸入生鮮青果物のラベル表示が規定に基づいていない	1979年食品法第51条により3万バーツ以下の罰金
2017年387号 2018年393号(第2版) 2020年419号(第3版) 「残留有害物質を含有する食品」	基準値を超える残留有害物質を検出	1979年食品法第28条の規格不適合食品として5万バーツ以下の罰金
	健康に被害が及ぶ量の残留有害物質を検出	1979年食品法第26(1)条の不純食品として、2年以下の禁固もしくは2万バーツ以下の罰金またはその併科
2018年391号「製造・輸入・販売禁止食品」	第6条(8)の違反。製造・輸入・販売が禁止される食品を確認。	1979年食品法第50条により6か月から2年の禁固および5,000バーツから2万バーツの罰金
2020年414号「汚染物質を含有する食品規格」	第25条(3)の違反。基準値を超える汚染物質を検出	1979年食品法第28条の規格不適合食品として、第60条により5万バーツ以下の罰金

	第 25 条(1)の違反。健康に被害が及ぶ量の汚染物質を検出	1979 年食品法第 26 条(1)の不純食品として、第 58 条により 2 年以下の禁固もしくは 2 万バーツ以下の罰金またはその併科
2020 年 416 号「食品中の病原性微生物の品質規格、原則条件、分析方法」	第 25 条(3)の違反。基準値を超える病原性微生物を検出	1979 年食品法第 28 条の規格不適合食品として、第 60 条により 5 万バーツ以下の罰金
	第 25 条(1)の違反 健康に被害が及ぶ量の病原性微生物を検出	1979 年食品法第 26 条(1)の不純食品として、第 58 条により 2 年以下の禁固もしくは 2 万バーツ以下の罰金またはその併科
2020 年 420 号「食品の製造方法、製造におけるツール・用具および保管」	製造施設からの規定に基づいた製造基準適合書を用意せず選果・こん包工程を経た生鮮青果物、畜産物を輸入	1979 年食品法第 49 条により 1 万バーツ以下の罰金

2.5 その他関連事項

2.5.1 青果物の残留農薬検査における COA の活用

青果物の残留農薬検査では、輸出国の政府機関や ISO/IEC 17025 認証を取得している機関などにより発行された分析証明書(COA)を提出することにより、サンプリング検査が免除されることとなっており、今回の事業者への聞き取り調査では、「残留農薬検査が強化された当初は COA を提出することもあったが、発行にかかる時間および料金の負担が大きいと、現在は、COA は提出していない」というコメントが多かった。

FDA への聞き取り調査の際に他国からの輸入における COA の活用状況を確認したところ、他国からの、「非常に高リスクグループ」および「高リスクグループ」の輸入については、134 成分すべてを検査するのではなく、「非常に高リスクグループ」および「高リスクグループ」の輸入において求められる残留農薬成分のみを分析した COA を提出することで、サンプリング検査の免除を受けるという方法を、継続して活用するケースがあるとのことだった。

「非常に高リスクグループ」に入れられてしまうと、輸入の都度違反が確認された成分の検査が求められるが、COA で当該成分を分析し提出することで、検査が免除され、商品の留め置きも避けることができる。コストを抑えながら商品の留め置きを避けることができる有効な手段と考えられる。

2.5.2 青果物の輸入検査における留め置き措置強化の可能性

調査時点で、「高リスクグループ」および「低リスクグループ」の青果物については、輸入検査を受けてから結果が判明するまで、商品は港湾・空港に留め置かれること無く通関し、流通・販売を開始することが認められている。しかしながら、FDA は、このような留め置き免除の運用により残留農薬のリスクがある状態の青果物が市場に流通している懸念があるのではないかと一部の政府関係者から指摘を受けており、この指摘に対して、FDA では、2～3 日程度で結果が判明するような迅速な分析が可能なラボの手配を含め、対応を検討しているとのことであった。今後、「非常に高リスクグループ」と同様、「高リスクグループ」および「低リスクグループ」

の青果物についても、商品を検査結果が出るまで港湾・空港に留め置くよう、残留農薬検査の運用を厳格化する可能性がある。青果物は一般的に賞味期限が短いため、商品が検査の間、港湾・空港に留め置かれてしまうと、商品の品質に懸念が生じる可能性があり、本件に関する FDA の今後の動向には注視が必要である。

2.5.3 FDA 食品部によるポストマーケティング検査

FDA への聞き取り調査によると、FDA 食品部および各県の保健事務所では消費者の安全を守ることを目的に、市場で流通している食品の監視および検査(ポストマーケティング検査)を随時行っている。輸入された青果物・畜産物も同検査の対象となっており、食品法および保健省告示によって青果物・畜産物に求められている品質・規格のうち、輸入時の検査では確認されていない項目も、このポストマーケティング検査では確認される可能性がある。ポストマーケティング検査は、事前に設定された検査計画に従って実施されると共に、仮に追加で検査を実施すべきと考えられる動向(Hot Issue)があれば検査項目を追加して実施される。

食品法第 43 条では、FDA 担当官は食品の製造・輸入・販売を行っている場所を査察し、法令違反が疑われる場合は商品を押収する権限を有するとされている。押収した食品は品質およびラベル表示が検査され、検査の結果、関連する法令への違反が確認された場合は食品法に従い処罰が科せられる。処罰対象者は違反内容によって、食品製造者、輸入者、販売者、いずれかになり得る。

なお、現地報道において、FDA によるポストマーケティング検査の結果、輸入食品が摘発されたという事件が複数確認された。2023 年 2 月、中国から輸入された食品 3,783 点(飲料、畜肉調製品、ソース、インスタントフード、調理済み食品)について、適切なラベル表示がなされていない(タイ語のラベル表示がなく、食品登録番号も記載されていない)として FDA に摘発された。これらの食品は押収され、法令に従った処罰が科せられる。また、同時期に、FDA は海外の報道で一部の韓国のインスタントヌードルに農薬(Ethylene oxide)が残留しているとの情報をうけ、タイに輸入されている当該ブランドのインスタントヌードルをサンプル採取し残留成分の分析を行っている。「Ethylene oxide」は残留してはならないとされている危険物質であり、食品において検出された場合、その食品は規格不適合食品とみなされ食品法に従い 5 万バーツ以下の罰金が科せられる。

3. 植物検疫法に基づく輸入検査

タイ政府は、1964 年植物検疫法、1999 年(第 2 版)、2008 年(第 3 版)により、植物・病害虫・媒介物を禁止品目(Prohibited articles)、制限品目(Restricted articles)、非禁止品目(Unprohibited articles)の 3 種類に分類し、輸入を管理している。輸入が可能なものは、禁止品目のうち病害虫リスク分析に合格したものの、制限品目、非禁止品目であり、輸入ができないものは、病害虫リスク分析に完了していない全ての禁止品目である。

病害虫リスク分析が完了していない禁止品目を日本から輸入するためには、日本政府の植物検疫機関(農林水産省植物防疫所)よりタイ政府の植物検疫機関である DOA に病害虫リスク分析(Pest Risk Analysis)を要請することが求められる。病害虫リスク分析が完了し、両国の協議を経て、品目毎に日本からの輸入条件が設定される。

表 11 植物検疫法に従った日本産青果物の分類¹³

品目		輸入の可否	備考
輸入禁止品目 (Prohibited articles)	輸入検疫条件設定済み	可能	・品目によって求められる条件が異なり(園地登録、選果・梱包施設の登録、トラック調査の実施、防疫官の招聘による合同輸出検査等)、当該条件を順守することが必要。 ・禁止品目輸入許可(Por.Kor.2)を取得し、輸入事前申請(Por.Kor.5)を行うことが必要。
	輸入検疫条件未設定	不可	(日本政府を通じてタイ政府へ条件設定の要請が必要。)
輸入制限品目(Restricted articles)		可能	禁止品目輸入許可(Por.Kor.2)は不要。 輸入事前申請(Por.Kor.5)は必要。
非禁止品目(Unprohibited articles)		可能	

表 11 に整理された品目をタイに輸出する際には、輸入条件で設定されている内容に従ったものであることが求められる。各品目に設定されている輸入条件は DOA のウェブサイト「THAI-IM-PLANT APPLICATION (<https://thaiimplant.doa.go.th/>)」から確認することができる。2023 年 3 月時点、当ページはタイ語版のみであるが、次のように操作すると各植物の輸入条件を確認することができる。

1. リンク先にて青果物の学名 (Scientific name)、輸入する青果物の部分 (Part of Plant)、生産地 (Place of Origin)を入力し、ページ下部のボタンをクリックする。例えば、日本産生鮮りんごのタイ輸入条件を確認する場合は、Scientific name を「Malus domestica」、Part of Plant を「fresh fruit」、Place of Origin を「Japan」と記入すること。
2. ページ下部に各禁止品目の輸入条件を定めている DOA 告示のリンク¹⁴が表示され、告示から設定されている輸入条件を確認することができる。例として日本産生鮮りんごに設定されている輸入条件の概要を紹介する。

¹³ 出所: 関連資料および聞き取り調査を元に作成

¹⁴ 備考: タイ語版および英語版 DOA 告示のリンクが表示されるが、2023 年 3 月現在、英語版ファイルは「表示不可」と表示され確認することが出来ない。

表 12 DOA 告示によって定められている日本産生鮮りんごの輸入条件の概要¹⁵

項目	概要
生産地の規定	日本の国家植物防疫機関(National Plant Protection Organization, NPPO)とタイの NPPO により、病害虫がないと認証された生産園地からの産物であること。
選果・梱包施設、梱包およびラベル表示	告示の規定に従い表示を行うこと。
植物衛生証明書	輸入の際には「The consignment of apple fruit was produced and prepared for export in accordance with the conditions for import of apple fruit from Japan to Thailand.」という文面が記載された日本の国家植物防疫機関から発行された植物衛生証明書を申請すること。
輸入検査	<ul style="list-style-type: none"> 商品と共に提出される申請書類が全て正しいものであることを確認する。 輸入される商品は生きた状態の虫、疾病の症状、種子、土、ごみ、その他異物を含まないものであること。 りんごをサンプル採取し病害虫を検査する。輸入されるりんごが 1,000 個未満である場合は 450 個または全量、1,000 個以上である場合は 600 個を検査する。 植物検疫病害虫とされる虫、ダニ、細菌、カビは、告示の添付資料のとおり。

3.1 植物検疫法の概要

植物検疫法に従った輸入検査に関係する主な法律は次のとおりである。

表 13 植物検疫法に従った青果物検査に関連する主な法令一覧¹⁶

名称	概要
1964 年植物検疫法、1999 年 (第 2 版)、2008 年 (第 3 版)	国内での病害虫の蔓延を防止・管理するための植物の輸入、輸出、経由を管理する基本法。 タイ語原文: www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/P.Q. Act B.E. 2507 amended Thai-กรมversion 21.pdf
2007 年農業協同組合省告示「1964 年植物検疫法に基づく禁止品として指定する特定の供給源からの植物および資材、例外および条件」(第 5 版)	禁止品である植物、資材を指定。 タイ語原文: www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/ประกาศกระทรวงเกษตรและสหกรณ์เรื่องกำหนดพืชเป็น-สิ่งต้องห้ามฉบับที่-๕.pdf

¹⁵ 出所: Notification of Department of Agriculture Re: Conditions for Import of apple Fruit from Japan B.E. 2562 (2019) (<https://thaiimplant.doa.go.th/lawTh/TH0040.pdf>) を元に作成

¹⁶ 出所: 関係ウェブサイトおよび農業局植物・農業資材管理事務局への聞き取り調査を元に作成

2007 年農業協同組合省告示「1964 年植物検疫法に基づく制限品目、例外、条件」	制限品目を指定。 タイ語原文： www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/กำหนดเป็นสิ่งจำกัด.pdf
2007 年農業協同組合省告示「1964 年植物検疫法に基づく禁止品目として指定する病虫害」(第 6 版)	検疫対象の病虫害 369 種類を指定 タイ語原文： www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/ประกาศกระทรวงเกษตรและสหกรณ์-เรื่อง-กำหนดศัตรูพืชเป็นสิ่งต้องห้าม-ฉบับที่-๖.pdf
2007 年農業協同組合省告示「1964 年植物検疫法に基づく禁止品目として指定する病虫害」(第 7 版)	検疫対象の病虫害追加 103 種類を指定 タイ語原文： www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/ประกาศกระทรวงเกษตรและสหกรณ์-เรื่อง-กำหนดศัตรูพืชเป็นสิ่งต้องห้ามฉบับที่-๗.pdf
2007 年農業協同組合省告示「1964 年植物検疫法に基づく禁止品目として指定する植物、例外および条件」(第 8 版)	カイコ、カイコの卵、繭を禁止品として指定。輸入するには害虫リスク分析に合格していることが必要。 タイ語原文： www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/ประกาศกระทรวงเกษตรและสหกรณ์-เรื่อง-กำหนดพืชเป็นสิ่งต้องห้าม-ฉบับที่-๘-1.pdf
農業省告示「2008 年禁止品目、制限品目、非禁止品目の輸入規定、方法、条件」	植物輸入許可書・衛生証明書が求められる植物を輸入する 規定・方法・条件を指定。輸入は植物検疫所を経ることが求められる。 タイ語原文： www.doa.go.th/ard/wp-content/uploads/2019/10/ประกาศกรมวิชาการเกษตร-เรื่อง-หลักเกณฑ์-วิ.pdf
農業局告示「2019 年病虫害リスク分析を経た禁止品目」	商用に輸入することが認められた禁止品目とその産地を指定。 タイ語原文： https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17075434.pdf
2022 年農業局告示「2018 年禁止品目・制限品目・非禁止品目の輸入または通過にかかる規定・方法・条件」(第 2 版)	「農業省告示 2008 年禁止品目、制限品目、非禁止品目の輸入規定、方法、条件」を取り消し、以降、本告示を使うものとする。 タイ語原文： https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17233594.pdf

3.2 輸入検査の実態¹⁷

青果物の検疫検査のプロセスは図.2、3のとおりまとめることができる。青果物を輸入する際には、事前に輸入を通知することが求められる。通知は DOA のオンラインシステム「DOA NSW」にて行われ、輸入業者は輸入に求められる書類をオンライン上で提出する。DOA 担当官は提出された書類を確認すると「輸入通知番号(Por.Kor.5)」を発行する。この輸入通知は、商品がタイに到着する前日までに行っておくことが求められる。

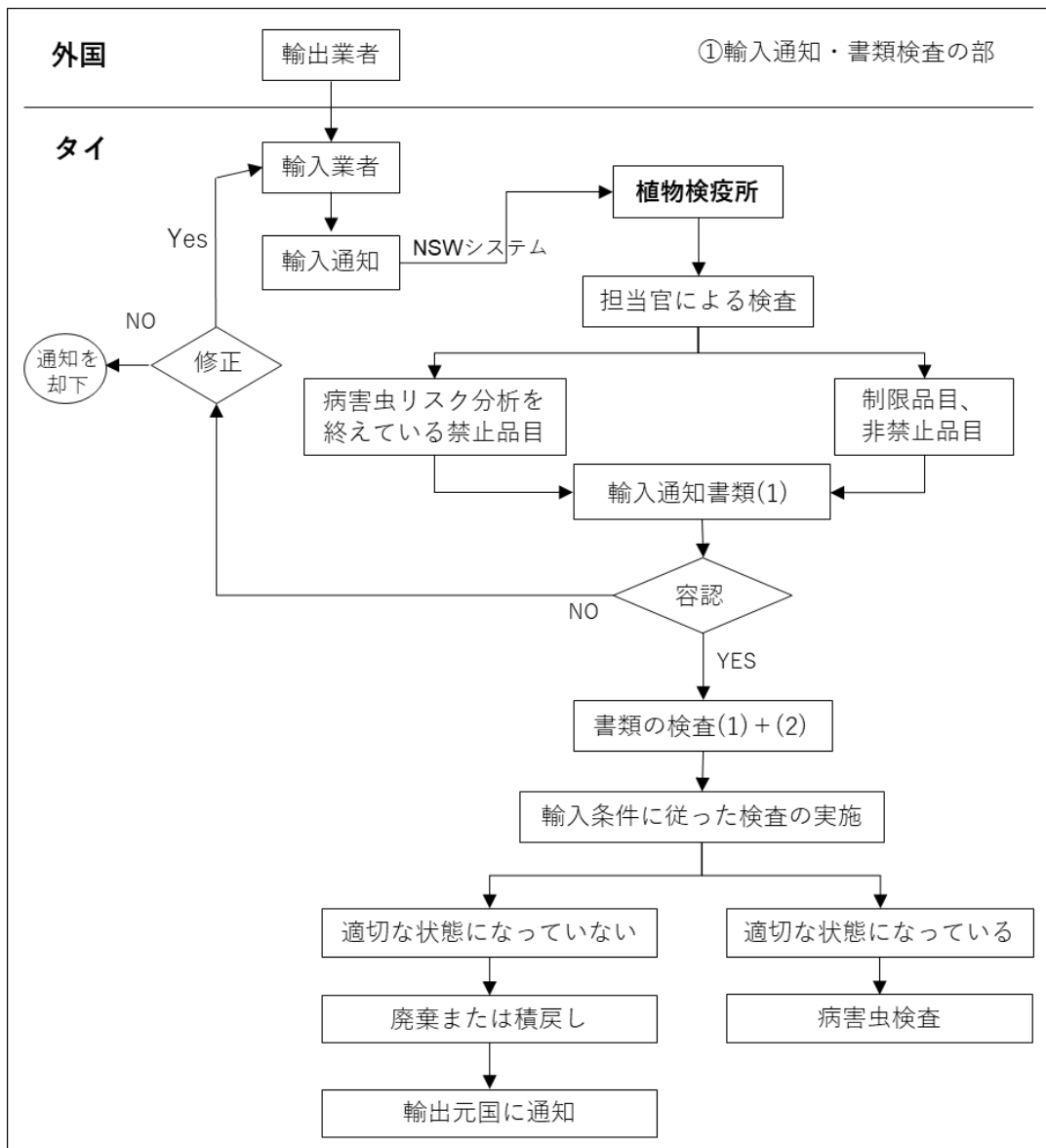
¹⁷ DOA および事業者への聞き取り調査および以下 DOA の公表資料を元に作成
https://drive.google.com/file/d/1C1AZ_9URGeIjyglGAV5mnNF30IO_ZQef/view
https://drive.google.com/file/d/1V57cRDXPVXQDX5xhTBxx8_cdaLidKLJt/view

商品がタイの港湾・空港に到着すると、輸入業者は事前にオンラインで申請した必要書類の原本を植物検疫所に提出する。植物検疫所の検査官は各青果物に設定されている輸入条件に従い青果物の検疫を行う。検疫は全てのシップメントに対して行われるが、青果物の検査数等詳細は各青果物の輸入条件によって異なる。青果物の検疫は、植物検疫担当官、関税局担当官および事業者（輸入業者または通関業者など代理人）の三者が立ち合いの元、次の流れにて行われる。

1. コンテナおよび青果物梱包の検査。コンテナに傷みがないか、コンテナにシーリングがされており開けられた形跡がないか、シーリング番号が申請書類と一致しているか、青果物の梱包に傷み・腐敗がないか等が確認される。
2. 青果物における病虫害検査を実施する。すなわち、商品の梱包をランダムに選び、梱包を開いてサンプリング検査を行い、青果物の状態および病虫害の有無を確認する。なお、サンプル採取される商品の量は、DOA の資料(青果物輸入検査マニュアル¹⁸、15 ページ)によると、1,000 果未満の場合は 450 果のサンプル検査または全数検査、1,000 果以上の場合は 600 果とされているが、事業者への聞き取り調査では 1～5 キロが検査されることが多いとのことであり、品目に応じて検査数は異なるものと考えられる。検査後、問題がなかった場合は、サンプル採取された商品は全て返却される。
3. 検査は港湾・空港の植物検疫所内で目視および顕微鏡で行われる。検査の結果、病虫害の付着が疑われる場合は、DOA 植物・農業資材管理事務局のラボにおける分析に回すため、検体を輸送する。検査の間、商品は港湾・空港に留め置かれる。ただし、留め置く場所は、輸入港と事業者の倉庫、いずれかを事業者は選択することができる。事業者の倉庫で留め置く場合は、DOA 担当官が商品を封印して「検査中」と表示を付けて留め置きを指示する。
4. 検査の結果、異常が確認されなければ、植物検疫結果書が発行されるとともに商品はリリースされ、輸入業者は商品を次の通関プロセスに進めることができる。

¹⁸ 出所：https://drive.google.com/file/d/1C1AZ_9URGeIjyglGAV5mnNF30IO_ZQef/view

図 2 植物検疫所における青果物検疫プロセス①¹⁹



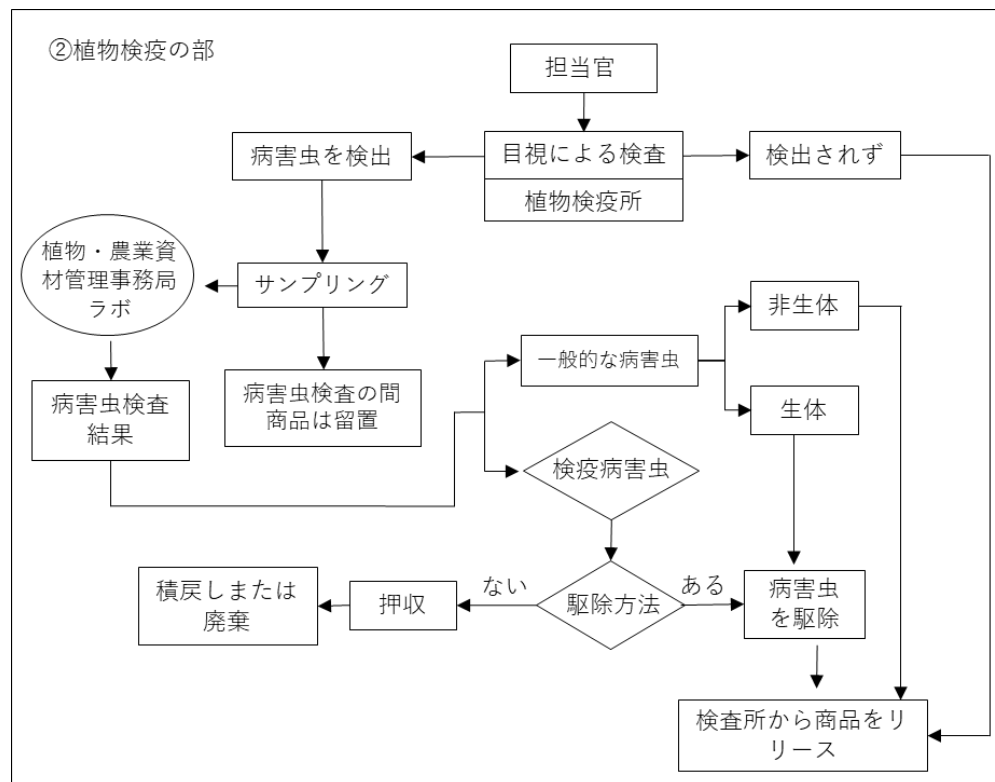
(1) 制限品目、非禁止品目の場合は、日本からの植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)、インボイス、パッキングリスト。禁止品目の場合は、禁止品輸入許可書(Por.Kor.2-1)を加えること。

(2) 植物輸入申告書(Por.Kor.5)、船荷証券(B/L)

¹⁹ 出所:DOA 発行「青果物輸入検査マニュアル」P.4 を元に作成

https://drive.google.com/file/d/1C1AZ_9URGeIjyglGAV5mnNF30IO_ZQef/view

図 3 植物検疫所における青果物検疫プロセス②²⁰



3.3 違反が確認された際の処罰プロセス²¹

病害虫が確認された場合は、植物検疫担当官は病害虫のリスクに応じて、商品の積戻し、廃棄、または病害虫の駆除・除外（燻蒸処理、化学薬品の散布、病害虫が確認された部分の排除等）を指示する。これら病害虫の対処にかかる経費（輸送代、駆除処理代等）は全て輸入業者の負担となる。

3.4 植物検疫法に従った罰則²²

違反が確認された場合は、1964年植物検疫法に従い罰則が科せられる。1964年植物検疫法に従った罰則の例は表 14 のとおり。なお、商品から病害虫が確認された場合の罰則は、前述のとおり、商品の積戻し、廃棄処分、または病害虫の駆除・除外が命じられるというものであり、罰金、輸入ライセンスの剥奪といった処罰は科せられていない。

²⁰ 出所:DOA 発行「青果物輸入検査マニュアル」P.4 を元に作成

https://drive.google.com/file/d/1C1AZ_9URGeIjyglGAV5mnNF30IO_ZQef/view

²¹ 出所:DOA 植物・農業資材管理事務局への聞き取り調査を元に作成

²² 出所:植物検疫法および DOA 植物・農業資材管理事務局への聞き取り調査を元に作成

なお、植物・農業資材管理事務局によると、数度に渡って病害虫が検出された場合、当該輸入業者の輸入青果物はリスクが高いものとみなし、サンプリング検査の検査数を引き上げる（輸入される商品数におけるサンプリング検査の割合を増やす）などの対応をとるとのことだった。

表 14 植物検疫法に従った罰則まとめ²³

1964年植物検疫法および改正法	法令違反	罰則
第8条(2)	- 商業目的での禁止品目の輸入を許可する条件を記載した植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)および輸入許可証(Por.Kor.2-1)なく、商業目的での禁止品目を輸入	1964年植物検疫法および改正法第21条により、1年以下の禁固もしくは2万バーツ以下の罰金またはその併科
第9条	- 植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)なく、「制限品目」を輸入	1964年植物検疫法および改正法第20条の3により2万バーツ以下の罰金
第10条	- 法令で定められた原則、手続き、条件を順守していないことを含め、植物検疫所を通さず商業用「禁止品目」または「制限品目」を輸入	1964年植物検疫法および改正法第21条により、1年以下の禁固もしくは2万バーツ以下の罰金またはその併科
第11条	- 植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)なく、また、植物検疫所担当官に申告することなく「非禁止品目」を輸入	1964年植物検疫法および改正法第22条により4,000バーツ以下の罰金
第12条	- 商品検査において植物検疫所担当官の命令に従わない、または業務を妨害する。	1964年植物検疫法および改正法第23条により6か月以下の禁固もしくは1万バーツ以下の罰金またはその併科
第13条	- 商品に付着してきた可能性のある病害虫の防除において植物検疫所担当官の命令に従わない、または業務を妨害する。	1964年植物検疫法および改正法第23条により6か月以下の禁固もしくは1万バーツ以下の罰金またはその併科
第14条	- 植物検疫所の担当官が押収または留め置きを命じた場所から、書面による許可なく「禁止品目」または「制限品目」を持ち出し。	1964年植物検疫法および改正法第21条により、1年以下の禁固もしくは2万バーツ以下の罰金またはその併科

²³ 出所:植物検疫法を元に作成

4. 動物伝染病法に基づく輸入検査

タイに畜産物を輸入する際には、輸入する品目に関して日本からの輸入条件が設定されていることが求められる。調査時点で、日本からタイに輸出することができる畜産物は牛肉と豚肉である。ソーセージ、ハム、ベーコン等の畜産加工品(農業協同組合省告示²⁴「畜産物を加工、または調理した加熱食品の 2015 年動物伝染病法に基づく畜産物への指定²⁵」により指定される食品)の日本からの輸入はまだ許可されていない。日本から輸入される牛肉および豚肉はそれぞれに設定されている輸入条件に従うことが求められる。

また、タイに輸入する牛肉および豚肉は、都道府県などによる審査手続きを経て、厚生労働省による確認後、タイの DLD に認定されたと畜場・食肉処理場で処理されたものでなければならない。登録されている工場は畜産局検査検疫部(Division of Veterinary Inspection and Quarantine)のウェブサイト²⁶にて確認することができる。また輸入時には畜産物の衛生証明書(Health Certificate)、動物伝染病法に従った輸入許可書の提出が求められる。

4.1 動物伝染病法の概要

動物伝染病法に従った畜産物の輸入検査に関係する主な法令は次のとおりである。なお、2015 年動物伝染病法では動物の定義に陸上動物だけでなく水生動物も含まれており、水生動物および水産物も同法律の対象とされている²⁷。動物伝染病法に従った水生動物および水産物の検査は DLD から水産局に移管されており、港湾・空港においては水産局担当官が検査を実施する。

表 15 動物伝染病法検査関連の法令一覧

名称	概要
2015 年動物伝染病法	動物・畜産物由来の伝染病・伝染病のキャリアの管理と予防に関する規定を定める基本法 タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/law/13214020358.pdf

²⁴ 出所:農業協同組合省告示「畜産物を加工、または調理した加熱食品の 2015 年動物伝染病法に基づく畜産物への指定」 <https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/100720181.PDF>

²⁵ 備考:2018 年農業協同組合省はソーセージ、ハム、ベーコン等 15 種類の食品を動物伝染病に基づく畜産物と指定した。これら 15 種類の食品を日本から輸入する場合には動物伝染病に従い日本からの輸入条件が設定されていることが求められる。

²⁶ <https://aqi.dld.go.th/webnew/index.php/th/service-menu/office-service-menu>

²⁷ 備考:動物伝染病法に従った水生動物および水産物の検査は DLD から水産局に移管されている。

<p>2020年省令「動物または畜産物の王国への輸入、輸出または経由」</p>	<p>タイへの動物・畜産物の輸入、輸出および経由における検査に関する規定。許可申請書を提出し、防疫基準に基づいた検査に合格してから、検査所から出すことができる。伝染病または疾病のキャリアであることが確認された場合は、処分規則に従い処理される。</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/0113713140263.PDF</p>
<p>農業協同組合省告示「2015年動物伝染病法に基づく動物伝染病法の追加」</p>	<p>動物(家きん、反芻動物、単胃動物、ハチ、水生動物に分類)における伝染病名を指定。</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/6132347291258.pdf</p>
<p>2018年農業協同組合省告示「2015年動物伝染病法に基づく畜産物として指定する畜産物由来の料理、調理または調味された加熱食品」</p>	<p>2015年動物伝染病法に基づいた畜産物として指定する加熱工程を経た食肉由来の食品リスト</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/100720181.PDF</p>
<p>2019年農業協同組合省告示「2015年動物伝染病法に基づく動物伝染病の追加(第2版)」</p>	<p>4つの疾病を動物伝染病として指定。</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/0913650270262.PDF</p>
<p>2019年農業協同組合省告示「2015年動物伝染病法に基づく動物伝染病の追加(第3版)」</p>	<p>2つの疾病を動物伝染病として指定。</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/2613694110462.PDF</p>
<p>2020年畜産局規則「王国に輸入または経由する動物または畜産物のその他の方法による処分または処理」</p>	<p>畜産物の輸入には衛生証明書(Health Certificate)および動物・畜産物輸入許可証(Ror.1/1 様式)が必要であり、疾病および疾病のキャリアの検査が必要と規定。</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/132258161058.pdf</p>
<p>2015年畜産局告示「畜産物の中間業者としての取引および自然方法により他者の家畜に受精サービスを提供するための繁殖用家畜の精液または胚の販売、配布、交換、販売用所持における規定、方法、条件の指定」</p>	<p>畜産物取引許可書(Ror.10/1 様式)が必要な畜産物輸入の規定を設定。</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/132279031158.pdf</p>

2018 年畜産局告示「生きた動物および畜産物の輸入手順」	<p>生きた動物および畜産物の輸入受入手順、輸出国における生産施設の認定手順を設定。</p> <p>タイ語原本： https://legal.dld.go.th/web2012/news/P15/05116100001.pdf</p>
-------------------------------	---

4.2 輸入検査の実態

畜産物の輸入は、次のプロセスに従って、輸入検査の申請を行うことが求められる。

1. 輸入者は動物・畜産物輸入許可申請書(様式 Ror.1/1)を輸入の 7 日以上前に e-Movement システムを通じて提出する。
2. 検疫所が申請内容、輸出国の疾病の発生状況を確認し、問題がなければ輸入許可書と輸入条件(Requirement)が発行される。
3. 輸入者は、輸入許可書と輸入条件を受け取り輸出者に送付し、輸出者にて衛生証明書(Health Certificate)の発行等の作業を進める。
4. 輸入者は貨物到着の 3 日前までに輸入港湾・空港・空港の獣医師に到着日時、船名または便名を通知する。
5. 商品がタイに届くと、輸入者は食肉衛生証明書、輸出検疫証明書などの必要書類を動物検疫所に提出する。
6. 動物・畜産物輸入許可申請書(Ror.1/1)の内容と各種書類の照合を受け、問題がなければ通関に必要な動物・畜産物輸入承認通知書(Ror.6)が発行される。
7. 輸入申告書に関する情報を端末上(NSW システム)で関税局に送付する。
8. 輸入業者は輸入手続きを進め、動物検疫所では輸入検査が行われる。

動物伝染病法に従った畜産物(牛肉、豚肉、羊肉等)のサンプリング検査では、2 つの細菌(サルモネラ菌(*Salmonella* spp.)および大腸菌(*Escherichia coli*))が検査されている。スワンナプーム空港動物検疫所によると、検査には畜肉 300 グラム以上が求められる(「2.2.2 畜産物(牛肉、豚肉)における輸入検査」にて記載のとおり、調査時点では、動物検疫所では、食品法に従ったサンプリング検査も同時に行われているため、合計約 1 キロのサンプルが求められる²⁸⁾)。なお、サンプルは脂身ではなく赤身の部位である必要がある。サンプリング検査を受ける頻度は、輸入する港湾・空港・空港、輸入量によって異なり、かつランダムに実施される。今回聞き取り調査を行った事業者からはサンプリング検査を受けている頻度については、「毎コンテナ検査を受けている」、「年に 3~5 回受けている」と、回答にばらつきが見られた。

²⁸⁾ 備考:ここで言及されているサンプリング検査量はスワンナプーム空港動物検疫所で実施されているものであり、他の動物検疫所では異なる可能性がある。

DLDによると、動物伝染病法に従った輸入検査の項目はリスクに応じて選ばれている。調査時点では前述のとおりサルモネラ菌と大腸菌が検査されているが、過去には別の項目が検査されていたこともある。サンプリング検査のプロセスは次のとおりである。

1. 動物検疫所に駐在している DLD 担当官は、輸出元国、製造施設(EST No.)を元にサンプル採取を行うシippメントをランダムに選ぶ。船便の場合は、事業者の倉庫に動物検疫所担当官が出向いてサンプル採取が実施される。
2. 畜産物が港湾・空港に到着すると、DLD 担当官はサンプル採取指示記録を作成し、サルモネラ菌および大腸菌検査用に検体をサンプル採取する。
3. サンプル採取した検体を輸送用プラスチックバッグに入れ、サンプル番号、サンプルの種類、輸入日、サンプル採取実施日、分析項目をラベルに記載する。
4. 検査担当官は、検体を輸送用ケースに入れ、ケースを施錠し、畜産物品質検査事務局のラボに配送する。
5. 分析終了後、畜産物品質検査事務局から分析結果が動物検疫所に通知される。検査の結果、異常が確認されなければ商品留め置きが解除される。もし細菌の汚染が検出された場合は、動物検疫所は該当する商品の押収を指示する。

4.3 違反が確認された際の処罰プロセス

検査によりサルモネラ菌または大腸菌が検出された場合は、DLD 検査官・検疫部から事業者に書面にて詳細が通知され、該当する畜産物は事前に登録されている畜産物保存倉庫にて押収される。また DLD 内の関係部署にも通知され、DLD から輸出元国に通知される。処罰の内容は動物伝染病に従い DLD で検討され、DLD によって実施される。

4.4 動物伝染病法に従った罰則

違反が確認された場合は動物伝染病法に従い罰則が科せられる。動物伝染病に従った罰則の例は表 16 のとおり。DLD によると、過去の事例として、検査の結果、畜産物からサルモネラ菌または大腸菌等検査対象となっている細菌が検出された際、商品を破棄の上、以降、違反が確認された事業者からの輸入においては、違反が確認された成分の厳格な検査(輸入の都度検査を実施)を行うという対応を実施した。なお、この厳格な検査は、以降 3 回連続して検査に合格すれば解除され、通常のスレータス(ランダムな検査)に戻る。なお、商品の破棄にかかる経費は輸入業者が負担する。

なお、サルモネラ菌または大腸菌が検出されるという違反においては、罰金・禁固・輸入ライセンスの剥奪などの処罰は行われていない。

表 16 動物伝染病に従った罰則の例

条項	法令違反	罰則
第 31 条第 1 段落に違反	畜産局長から動物・畜産物輸入許可証を取得することなく動物・畜産物を輸入	2015 年動物伝染病法第 68 条により 2 年以下の禁固もしくは 20 万バーツ以下の罰金またはその併科
第 24 条第 1 段落に違反	登録官から仲介者としての取引・利益追求の許可証を取得することなく動物・畜産物を販売	2015 年動物伝染病法第 66 条により 1 年以下の禁固もしくは 2 万バーツ以下の罰金またはその併科
第 33 条に違反	局長告示「動物・畜産物の王国への輸入または経由の延期」に違反	2015 年動物伝染病法第 69 条により 1 年以下の禁固もしくは 2 万バーツ以下の罰金またはその併科
第 33 条に違反	大臣告示「動物・畜産物の王国への輸入または経由の禁止」に違反	2015 年動物伝染病法第 70 条により 2 年以下の禁固もしくは 4 万バーツ以下の罰金またはその併科
第 40 条に違反	伝染病確認のための検査、伝染病まん延防止のためのサンプル収集における獣医師の通達、命令に従わない、業務を妨害	2015 年動物伝染病法第 74 条、第 75 条第 1 段落により 1 年以下の禁固もしくは 2 万バーツ以下の罰金またはその併科
第 41 条に違反	動物・畜産物の検査、押収、差し押さえにおける検査官の業務に協力しない	2015 年動物伝染病法第 75 条第 2 段落により 1 か月以下の禁固もしくは 1 万バーツ以下の罰金またはその併科

まとめ

今回の調査では、5社の青果物・畜産物に係る事業者および3つのタイ政府規制当局に聞き取り調査を行ったところ、日本産青果物および畜産物は他国産と比べて品質が高く輸入検査における問題は少ないと評価がなされているものの、一部の品目では輸入検査において違反が発生し、規制当局から処罰を科せられたケースがあることが明らかになった。聞き取り調査を行った事業者からは、輸入時にタイ政府規制当局によってどのような検査がされているのか、もし違反が発生してしまった場合にはどの部署からどのような対応を求められるのか、そしてどのような処罰が科せられる可能性があるのか等、正確な情報を把握出来ていないとの声が挙げられていた。

タイの青果物および畜産物の輸入検査は、複数の法律および政府機関が関係し複雑な内容となっている。また、畜産物における食品法に従った輸入検査業務が本来の管轄部署であるFDAからDLDに移管されており、そのことが規制・検査内容の把握をより困難なものにしている。本報告書では青果物および畜産物の輸入において行われている輸入検査について、根拠となっている法律から情報を精査した上で、規制当局へ聞き取り調査を実施することで、調査時点で行われている検査の内容、検査を担当している部署、違反が発生してしまった場合の対応プロセス、課せられる処罰の内容について実際の運用および実態をできる限り正確につかんで整理し、明確化に努めた。本調査報告書が、青果物および畜産物の輸入検査に関するタイ国の法律への違反というリスクを軽減する一助になることを期待している。

今回の報告の内容は、調査を実施した2022年12月～2023年3月時点のものである。青果物および畜産物のタイへの輸出を検討する際には、本報告書を参考にするとともに、関連する日本政府機関(JETRO、農林水産省等)およびタイ政府機関のウェブサイトで公開される最新情報も適宜確認頂きたい。

以上

参考資料 タイ政府機関との意見交換により明らかとなった事項

参考資料 1. DOA との意見交換により明らかになった事項一覧

<p>(1) 輸入港における青果物を検査する検査所(チェックポイント)について。</p>	<p>青果物を検査する検査所(チェックポイント)は、植物検疫所(DOA)および食品医薬品検査所(FDA)の2つ。</p>
<p>(2) 植物防疫法に従った青果物輸入手続き全体について。</p>	<p>禁止品目とされている青果物を輸入するためには、許可を申請する必要。禁止品目の大部分は果物であり、タイ政府により病害虫のリスク評価を経て輸入条件が設定される必要がある(輸入条件に関する告示が発行される)。なお、野菜の多くは規制品目または非禁止品目であり、許可を申請しなくても、通知するだけで輸入することが可能。</p> <p>輸入許可申請を行う前には、DOA NSW と呼ばれるオンラインシステムを使用するための登録が必要。登録後、許可を申請し、手数料を支払うとシステムにて許可証をダウンロード可能となる。これらは輸入業者が行うプロセスであり、このシステムは輸入の通知にも使用する。登録した Username と Password は輸入通知のプロセスでも使うことが可能。</p> <p>禁止品目の輸入許可証(PQ2-1)は、申請し手数料を支払うことで受け取り可能。この許可証には植物の種類、植物の部分、植物の生産地が記載されており、使用期限は発行日から1年。許可証を入手した後、事業者は DOA NSW オンラインシステムにて輸入通知を行う。</p>
<p>(3) 輸入通知のプロセスについて。</p>	<p>通知は、翌日タイに商品が到着する程度のタイミングで事前に通知すればよい。通知はオンライン上でなされ、書類は全て電子データとなる。通知時には、輸入許可証(Import Permit)番号を記入する。輸入許可証番号を入力すると会社の情報が自動で表示される。その後、インボイス、パッキングリスト等関連する書類を申請する。これら情報は関税局の NSW システムとリンクしている。システム内で輸入を通知すると、書類が検査され問題が無いことが確認されると担当官から「輸入通知番号」が発行される。この番号を用いて関税局に提出する B/L を作成する。</p>
<p>(4) 青果物の輸入検査プロセスについて。</p>	<p>商品の検査は、基本的には商品の輸入日に実施する。事業者はオンラインシステムで申請した全ての書類を担当官に提出する。担当官は書類の確認を行い、問題がなければ検査日程を決定し、検査には、DOA および関税局の担当官と事業者の担当者が立ち会う。検査の結果、病害虫の付着が無く、商品が清潔な状態であることが確認されれば、担当官は NSW システム上で商品をリリースする。その結果、全ての情報が関税局に送られ、通関業務が行われる。</p>
<p>(5) 青果物の検査方法の詳細について。</p>	<p>検査の詳細は、品目ごとに輸出先国との間で設定されている条件(処理方法(treatment)等)に従う必要がある。条件は、官報に掲載されている告示やウェブサイトのアプリケーションからも確認可能。</p> <p>商品の検査自体には大した時間はかからないが、各担当者(関税局と DOA の検査官、Shipping または輸入業者の担当者)全員が揃っているかどうか、そして商品の量次第。商品が数コンテナあるなど量が多ければ時間がかかるが、1コンテナであればごく短時間で終了する。</p>

<p>(6) 商品の検査方法について。</p>	<p>検査は目視や顕微鏡で実施する。コンテナを確認する際には、まずコンテナの状態を確認する。清潔な状態で、破損していないかどうか、シール(封印)が解かれていないか、シールの番号が正しいかどうか等を確認する。その後、3者立ち会いのもとコンテナを開け、コンテナの中を検査する。商品の包装の状態、清潔かどうか、虫の死骸がないか等が確認される。</p> <p>その後、商品パッケージを開けて検査する。箱に梱包されている場合は、箱をランダムに選び箱を開けて検査する。清潔な状態にあるかどうか、虫の有無、傷みが無いか等が確認される。検査が終わると検査に使った商品は全て返却される。</p> <p>以上の検査は、(事業者の倉庫ではなく)輸入港の植物検疫所内で行われ、外部に商品が持ち出されることはない。</p> <p>ただし、もし病害虫の付着や異常が確認され、植物検疫所の担当官が詳細を認識(identify)することができない場合は、詳細を確認するために DOA Office of Agricultural Regulation の分析ラボに検体が送られる。分析ラボで分析することとなった場合、分析結果を待つ間、事業者は、商品は輸入港で保管するか事業者の倉庫で保管するのか、いずれか希望する方を選択可能。事業者の倉庫で保管することを希望する場合は、担当官が商品をシール(封印)して、「検査中」との表示を付けて留め置きを指示する。商品留め置きの間はその商品を販売することはできない。異常なしとの検査結果が出れば担当官は留め置きを解除する。</p>
<p>(7) 病害虫が確認された場合の対応について。</p>	<p>検査の結果、重要な病害虫が確認された場合は、担当官は輸入業者にシップバックか廃棄処分を選ぶよう指示する。シップバックを選ぶ場合は、輸入港から商品を輸出しなければならない。廃棄処分を選ぶ場合は、担当官が廃棄処分に立ち会う。</p> <p>ただし、重要な病害虫が確認されたからといって輸入業者に処罰(罰金、またはブラックリスト入り等)が課せられることはない。なお、頻繁に違反(商品の包装状態が悪い、条件に従わない等)を犯す輸入業者については、特に明文化されたルールがあるわけではないが、担当官は当該輸入事業者を注視し、当該事業者の商品をより厳しく確認するように対応する。なお、より厳しい確認とは、サンプリングの量を増やすということであり、仮に通常のサンプリングの割合が5%である場合、10コンテナが輸入される場合であれば2コンテナが検査対象となるが、違反が多い場合は、検査の割合が50%に引き上げられ、5コンテナが検査される可能性もある。リスクが高いと考えられる場合は、全コンテナを開けて確認する可能性もある。</p>

参考資料 2. DLD との意見交換により明らかになった事項一覧

<p>(1) 輸入港における畜産物を検査する検査所(チェックポイント)について。</p>	<p>畜産物の輸入検査は DLD が管轄する動物検疫所にて行っている。DLD は FDA から食品法に従った畜産物輸入検査の移管を受けており、動物検疫所では食品法および動物伝染病法、両方の法律に従った検査が行われている。</p>
<p>(2) 畜産物輸入手続き全体について。</p>	<p>輸入前に輸入業者は E-movement と呼ばれる畜産局の電子システムにて畜産物の輸入許可申請書(Ror.1/1 様式)を申請することが求められる。輸入業者が申請するとその情報は動物検疫所に送られる。 輸入港の動物検疫所は輸入業者から提出された書類に内容、輸出国内における疾病の発生状況、DLD が認定している製造施設の書類を確認する。全ての情報がタイ側の規定に従っている場合は、動物検疫所は輸入許可書および輸入条件(Requirement)を輸入業者に通知する。輸入業者はこれをもって輸出国にて衛生証明書(Health Certificate)の発行等の作業を進める。 商品がタイに届くと、輸入港の動物検疫担当官は全ての書類を再度確認し、輸入された商品を検査する。検査終了後、動物検疫所は動物・畜産物輸入承認通知書(Ror.6)を発行し、サンプリング検査が行われる場合は、商品の留置指示書を発行しサンプリング検査を行う。</p>
<p>(3) 畜産物の輸入検査プロセスについて。</p>	<p>各動物検疫所には DLD 検査・検疫課から年度毎にサンプリング検査の目標検査数が設定されている。今年度のスワンナプーム空港検疫所の目標サンプリング検査数は 50 検体、レムチャバン港は 100 検体、バンコク港は 100 検体、ラーカバン港は 50 検体となっている。 動物検疫所に常駐している検査担当官は輸出元国、製造施設番号(EST No.)を元に検討しランダムにサンプリング検査を行う。検査を行なうサンプルが選ばれると輸入業者にその旨が通知される。 2023 年 3 月時点検査されているのは、4 つの項目、1.サルモネラ菌(Salmonella spp.)、2. 大腸菌(Escherichia coli)、3. クロラムフェニコール(Chloramphenicol)、4. ニトロフラン代謝物(Nitrofurans metabolites)である。うち、1、2 は動物伝染病法にしたがった検査項目、3、4 は食品法に従った検査項目である。なお、関連する保健省告示では、より多くの成分が検出されてはならないと規制されているが、現在上記の 4 項目が検査項目として選ばれているのは、これらが最もリスクが高く、関心が高く、監視が必要な項目であることによるもの。 動物検疫所におけるサンプリング検査の過去の検査結果は、2019 年は異常検出無し、2020 年はサルモネラ菌(Salmonella spp.) が 5 検体、Total plate count が 4 検体から検出(注:2020 年には Total plate count も検査対象)、2021 年は異常検出無し、2022 年は 1 検体からクロラムフェニコール(Chloramphenicol)が検出、であった。 検査項目は輸入検査に設定される予算、輸入される畜産物の量等、様々な要因により、今後、変更(検査項目の変更、サンプル採取量の増加等)される可能性がある。 採取されたサンプルは切り分けられ、プラスチック袋に包装され、畜産品品質検査事務局のラボに送付される。ラボによる分析結果は動物検疫所に通知される。</p>

<p>(4) 畜産物の検査方法の詳細について。</p>	<p>検査は、食品法に従った検査および動物伝染病法に従って行われる検査、の2つに分けて行われる。食品法に従って行われる検査項目はクロラムフェニコールおよびニトロフラン代謝物の2項目であり、動物伝染病法に従って行われる検査項目はサルモネラ菌と大腸菌の2項目である。</p> <p>食品法に従った検査用には赤身部分の肉 500 グラムが求められる。動物伝染病法に従って行われる検査には赤身部分の肉 300 グラムが求められる。共に検体が、脂肪交雑が多い部位である場合には検体の量を増やすことが求められる可能性がある。</p> <p>重量に応じて切り分けられた検体はサンプル搬送用のプラスチック袋に入れられる。袋にはサンプル番号、サンプルの種類、輸入許可書番号、サンプリング日時、サンプル搬送日、分析項目を記載されたラベルが貼り付けられる。検体は施錠されたケースに入れて搬送される。</p> <p>DLD のラボで分析が行われ、分析結果はサンプル採取を行った動物検疫所に通知される。結果が陰性(ネガティブ)であれば、動物検疫所担当官は留置解除を行い、商品の輸入を許可する。結果が陽性(ポジティブ)であった場合は、動物検疫所担当官は商品の積戻し、または廃棄を指示する。</p>
<p>(5) 輸入検査で違反が確認された場合の対応について。</p>	<p>畜産物の輸入検査における違反への対応は検査項目によって異なる。食品法に従った検査項目で違反が確認された場合は、検査は DLD が FDA から移管を受けて行っているが、食品法に従った処罰は FDA にて検討および実施される。</p> <p>過去の牛肉輸入でクロラムフェニコールが検出されたケースでは、動物検疫所は違反が確認された後、違反の内容を FDA および DLD 内の関連部署、そして輸入業者に通知した。</p> <p>FDA から輸入業者に対し、違反への処罰として罰金を科した。なお、違反が確認された製造施設(EST No.)への対応については、FDA からは DLD に判断を委ねるとのことだったため、次回以降、同製造施設から牛肉が輸出される場合には、輸入の都度、詳細な検査を行うという対応をとることとされた。なお、この措置は 3 回連続して異常が検出されなければ解除され、同製造施設からの輸入は通常のスータスに戻される。</p> <p>この「3 回詳細な検査を行う」という対応方法は、現場での運用上設定された対応方法であり、明文化された規則に定められたものではなく、動物検疫所にて検討し、設定した対応方法である。汚染された商品がタイに持ち込まれることのないように、厳密に検査をするために設定された方法である。</p> <p>動物伝染病に従った検査項目(サルモネラ菌、大腸菌)において違反が確認された場合は、DLD にて対応方法を検討し実施する。サルモネラ菌、もしくは大腸菌が検出された場合は商品の破棄を指示する。罰金が科せられることはないが破棄処分における運送等の経費は輸入業者が負担することになる。</p>

参考資料 3. FDA との意見交換により明らかになった事項一覧

<p>(1) 輸入港における検査所(チェックポイント)について</p>	<p>港湾・空港における青果物の輸入検査は 2 つの検査所で行われている。1 つ目は食品医薬品検査所であり食品法に従い食品衛生に関する検査を行う。もう 1 つは植物検疫所であり植物検疫法に従い検査を行う。 畜肉の輸入検査については、FDA は食品法に従った検査を畜産局に移管しているため、現在、畜産物の輸入検査は動物検疫所が食品法と動物伝染病法、両方に従った検査を行っている。</p>
<p>(2) FDA による食品輸入検査の概要</p>	<p>食品医薬品検査部は食品法に従った食品の輸入検査を担当しており、食品が港湾・空港の食品医薬品検査所に到着するとサンプリング検査が行われる。検査所におけるサンプリング検査は 2 つに大別することができる。1 つ目は年間計画に従ったサンプリング検査であり検査項目、検査数など詳細は同部署のウェブサイトにて確認することができる。年間計画は毎年見直されている。2 つ目は必要に応じて追加でリスクが高い品目・項目に対して行われるサンプリング検査である。</p>
<p>(3) 青果物における検査項目の概要</p>	<p>食品の基準は保健省告示によって多数設定されているが、青果物の輸入検査で確認されているのは青果物においてリスクが高いと考えられる項目のみである。現在、青果物において検査が行われている主要項目は、残留有害物質規制、食品製造施設の適正製造基準(GMP 認証)、そしてラベル表示である。病原性微生物規制、食品添加物規制については、現在は検査されていないが他国にて病原性微生物の感染拡大が報道される等、FDA によってリスクが高まっていると判断された場合には検査が行われる可能性がある。</p>
<p>(4) 畜産物における検査項目の概要</p>	<p>現在、畜産物において検査されている主な項目は、食品から検出されてはならない化学物質、BSE リスクがある食品の輸入条件、食品製造施設の適正製造基準(GMP 認証)、そしてラベル表示である。 製造・輸入・販売禁止食品、汚染物質規制、病原性微生物規制、動物用医薬品規制等の規制については、FDA によってリスクが高まっていると判断された場合には検査が行われる可能性がある。</p>
<p>(5) 青果物における残留農薬検査について</p>	<p>青果物の残留農薬検査は、「非常に高リスクグループ(Very High Risk)」、「高リスクグループ(High Risk)」、「低リスクグループ(Low Risk)」の 3 つに分けて行われている。グループによって検査の方法および対応が異なる。 高リスクグループおよび低リスクグループの輸入サンプリング検査で基準を上回る残留農薬が検出された場合は、次回の輸入時には非常に高リスクグループリストへ含まれ 100% 検査が行われ、検査の間、商品は留め置かれる。現在、高リスクグループおよび低リスクグループの検査では商品は留め置かれていない。</p>
<p>(6) 非常に高リスクグループのリストに掲載される情報について</p>	<p>非常に高リスクグループのリストに掲載される公表資料には、輸出事業者名、基準を満たさなかった成分が記載される。なお、輸入業者名は記載されない。</p>

(7)現在の COA の使用状況について	<p>COA を提出することでサンプリング検査の免除を受けるという方法は現在でも継続して活用されている。</p> <p>使用の方法は 134 成分全ての分析を行うのではなく、非常に高リスクグループおよび高リスクグループの輸入において求められる一部の残留農薬成分のみを分析した COA を提出するという方法が取られることが多い。</p>
(8) 青果物から基準値以上の農薬が確認された場合の対応について	<p>青果物から基準値以上の農薬が検出された場合、FDA は輸入業者に書面にて輸入された商品は規格を満たしていなかったことを通知し、商品をリコールするよう指示する。</p> <p>商品がリコールされると担当官は輸入者と連絡を取り、違反が確認された商品の処理方法(積戻し、廃棄処分等)を決める。処理の際には FDA 担当官が立ち会い作業を管理・確認する。</p> <p>現在、食品医薬品検査所は高リスクグループおよび低リスクグループの青果物を輸入検査後留め置きしていないことを問題視する指摘を受けており制度の見直しを検討している。今後、高リスクグループおよび低リスクグループについて検査結果が出るまで商品を港湾・空港に留め置くという方法が採用される可能性がある。</p> <p>また、基準値以上の農薬が検出された青果物は、違反が確認された履歴がある青果物として、非常に高リスクグループのリストへ追加されることになる。一度の違反であっても非常に高リスクグループのリストに追加される。ただし、その後、輸入時のサンプリングおよび検査において、3 回連続で検査に合格すれば非常に高リスクグループのリストから除外され、もとのステータスに戻る。</p>
(9) 畜産物における輸入検査および違反が確認された場合の対応	<p>畜産物の輸入検査は FDA から DLD に移管されており、DLD が管轄する動物検疫所にて食品法に従った輸入検査が行われている。</p> <p>動物検疫所における輸入検査により食品から検出されてはならないとされている化学物質の検出等違反が確認された場合、その畜産物は DLD により押収され違反の内容が FDA に報告される。</p> <p>押収された商品の処理方法(積戻し、廃棄等)は事業者から提案され、FDA に設置されている食品委員会でその方法が適切かどうか検討される。食品委員会での検討結果が出ると輸入業者は FDA 担当官立ち会いの下、商品の処理を行う。</p>
(10) 食品法に基づいた罰則について	<p>青果物からの基準値を上回る農薬の検出、畜産物における検出されてはならない化学物質の検出等の違反が確認された場合、食品法に従い輸入者に対して罰金が科せられる。輸入者が個人である場合は、輸入者個人が罰せられ、輸入者が法人である場合は会社および役員が罰せられる。</p> <p>なお、輸入者が命じられた罰金に応じない場合は、FDA は輸入者を裁判所に訴え、その結果、輸入業者の輸入許可証が剥奪される可能性がある。</p>
(10) ポストマーケティング検査について	<p>FDA では食品が輸入される際の輸入検査を行う以外に、市場で流通している食品を検査するポストマーケティング検査も行っている。</p> <p>ポストマーケティング検査により安全ではない食品が流通していることが確認された場合は、FDA は商品を没収し関係者を処罰すると共に、消費者に対する情報提供・注意喚起のためニュースリリースによる広報を行っている。</p>

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

執筆:農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム タイ

本レポートに関する問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

バンコク事務所

TEL:66-2-253-6441

Email:ThaiPF_Japanfood@jetro.go.jp

農林水産省「令和3年度輸出先国・地域における輸出支援体制強化委託事業」「令和4年度輸出重点品目についての輸出先国・地域におけるJETROの海外事務所を活用した商流構築や販売支援の強化委託事業」(受託者:JETRO)